

公的保険制度について、理解を深めるために

- 様々なリスクに備える保険には大きく分けて
公的保険と**民間保険**の2種類があります。
- 公的保険の保障内容を理解したうえで
必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度の
詳細はこちら



WEB版「ご契約のしおりー約款」「特別勘定のしおり」のご案内

アドレスと検索コードから閲覧

- ① 以下のアドレスにアクセス

アドレス <https://inscloud.jp/ak/04/>

- ② 検索コードを入力して「検索」をクリック

ご契約のしおりー約款 0405021004

特別勘定のしおり 0405022001

QRコードから閲覧

ご契約の
しおりー約款



特別勘定の
しおり



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

※お申込み後でも冊子版をご希望される場合はご請求いただけます。
ご希望の場合、ニッセイダイレクト事務センターまでご連絡ください。
(お申込み時に冊子版をご希望いただいた場合は不要です。)

ご検討にあたっては、当書面と「**例表**」または「**提案書**」をあわせてご確認ください。

お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、

契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と

ご契約のしおりー約款 **特別勘定のしおり** を必ずご確認ください。

詳しくは、外貨建保険販売資格・変額保険販売資格をもつ生命保険募集人までお気軽にご相談ください。

募集代理店からのお知らせ 生命保険契約の当金融機関でのお取扱いにあたって

- お客さまへ生命保険のご提案を行うにあたり、当金融機関とお客さまの取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客さまへのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
- 当金融機関の取扱いで生命保険のご契約をいただいた場合、お客さまの契約内容、契約申込書記載事項、その他知れた情報を必要

な範囲において当金融機関業務に利用する場合があります。
※情報の利用に際しては、事前にお客さまの同意をいただきます。
● 今回の生命保険募集に関する当金融機関とお客さまとの取引が、当金融機関におけるお客さまに関する業務に影響を与えることはありません。



引受保険会社
日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター
0120-375-621 (通話料無料)
[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)
ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

募集代理店

大和証券株式会社

夢のプレゼント

ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険(米ドル建・豪ドル建)

〈指定通貨建生存給付金付変額保険(無配当2019)〉



ご契約前に必ずお読みください

契約締結前交付書面

(契約概要／
注意喚起情報)

兼

商品パンフレット

○「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

○特に、死亡保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。

なお、現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。



この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績、解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じる場合があります。



ご確認

元本割れに関する
ご案内はP.53-54
をご確認ください。

募集代理店

大和証券
Daiwa Securities

引受保険会社



日本生命保険相互会社

スマート贈与へ。

または、自分年金も。ご希望に応じて選べます。

わたし
スマート贈与

円で一定額を 大切な方に毎年「わたし」。

外貨の金利を活かしてふやしながら、価格変動に対応。
円で一定額を、毎年「わたし」ことをめざせます。

調整のしくみがない場合



「夢のプレゼント」の
お受取りイメージ

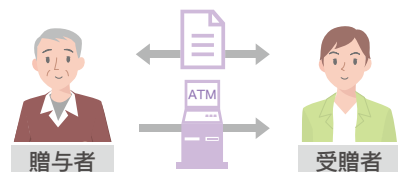


スマートだね！

生前贈与での活用が簡単・便利。

贈与契約書をつくることなく、贈与を受ける方に、日本生命が直接お支払い。
贈与の手間が省けます。

一般的な生前贈与の手続き



「夢のプレゼント」を
活用した生前贈与

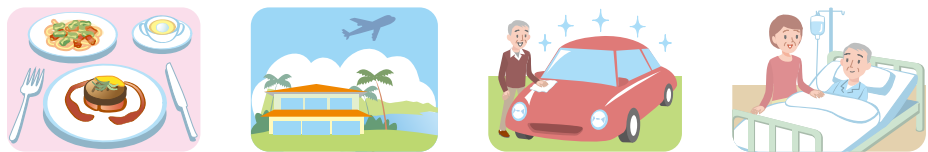


スマートだね！

つかう
自分年金*

ご自身で受取り、毎年「つかう」。

生活費を補ったり、海外旅行等のお楽しみに活用したり、
自由に活用することもできます。



*年金のように毎年受取ることができるため、「自分年金」と表現しています。

用語の
ご説明

※一時払保険料は基本保険金額と同額となります。(入金通貨と指定通貨が異なる場合、払込金額を指定通貨に換算して基本保険金額を定め、同額の一時払保険料の払込みがあったものとして取扱います。)このため、一部の記載について「基本保険金額」を「一時払保険料」と記載しています。

※当冊子では、「契約日生存給付金に関する特則」を「契約日贈与特則」と記載しています。

※契約日贈与特則を適用した場合に、契約日に被保険者が生存しているときに支払われる生存給付金を「契約日生存給付金」と記載しています。

ご契約

入金通貨



指定通貨



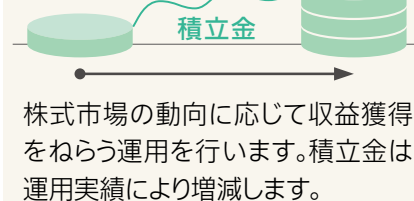
※運用実績連
動部分と定
率部分の比
率は、ご契
約時の定率
部分の積立
利率により
決まります。

運用

資金を
2つに分けて運用。

「定率部分」と「運用実績連動部
分」に分け、ご選択の指定通貨で
運用します。

運用実績連動部分



定率部分



外貨の金利を活かして複利運用さ
れ、積立金は安定してふえます。
この部分から満了時まで受取る金
額は、指定通貨で一時払保険料と同
額になります。

生存給付金のお受取り

円で目標設定タイプ

わたし
スマート贈与

円で一定額を毎年「わたし」
または「つかう」ことが期待できます。

生存給付金の円受取額に目標を設定。
価格変動を吸収し、
受取額が毎年一定となるように調整します。

→ 詳細は P.3-10 をご確認ください。



→ 生前贈与手続の詳細は P.7 をご確認ください。

「わたし」タイミングをお選びいただけます。

今年から または 来年から

※詳細はP.9-10をご確認ください。

または

つかう
自分年金

生存給付金の受取人をご自身とすることで、
自分で年金のように受取ることもできます。

そのまま受取タイプ

つかう
自分年金

ご自身で「つかう」場合、円受取の目標額を設定することなく
運用成果をそのまま毎年受取ることができます。

→ 詳細は P.11-12 をご確認ください。

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

資料・早見表

円で目標設定タイプ

特徴としくみ 保険期間10年の例

わたし
スマート贈与

つかう
自分年金

外貨で積極的に運用しながら、 円で一定額を毎年活用。

●ご負担いただく費用があります。
●為替・金利・運用実績連動部分の価格の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。
→ 詳細はP.35-38をご確認ください。

〈イメージ図〉

◎告知なし

入金通貨

3万米ドル以上

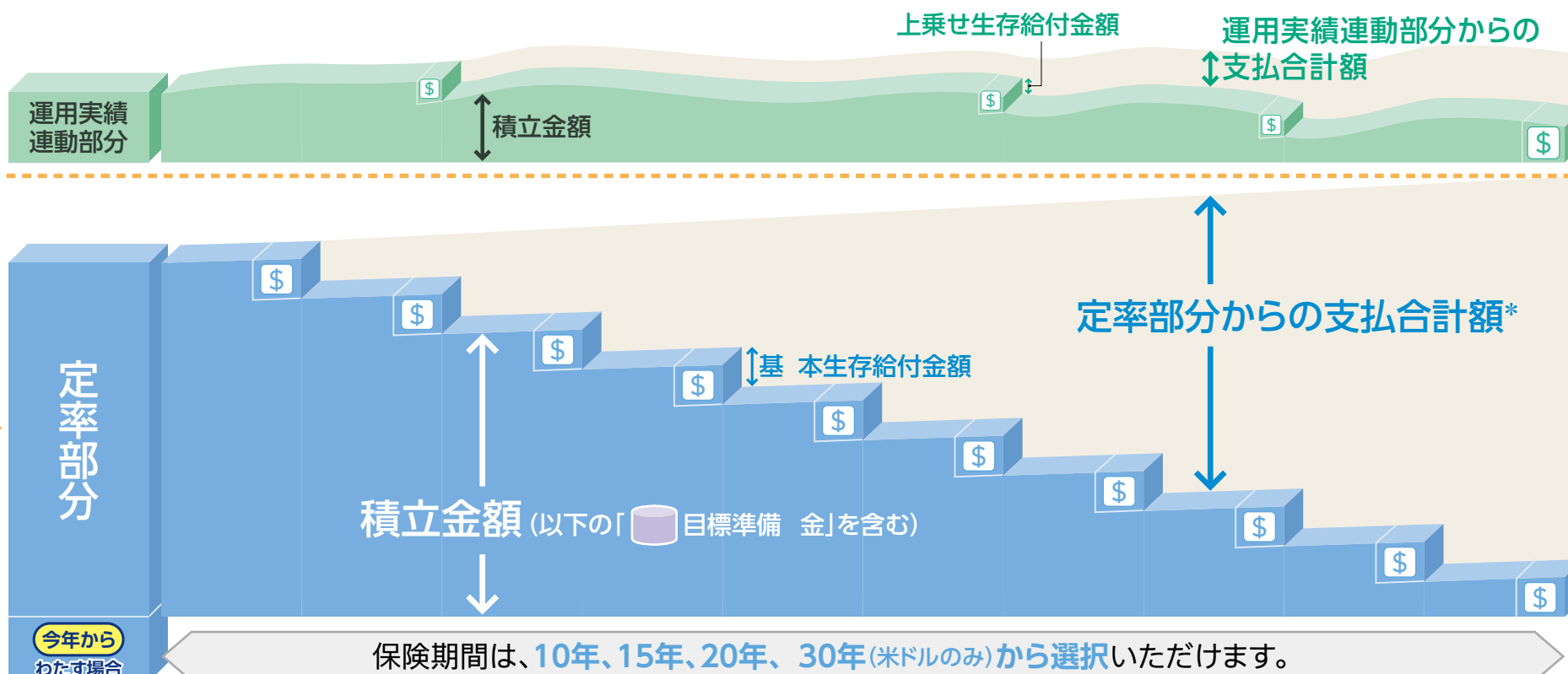
3万豪ドル以上

300万円以上

一時払保険料

(指定通貨)

今年から
わたし場合

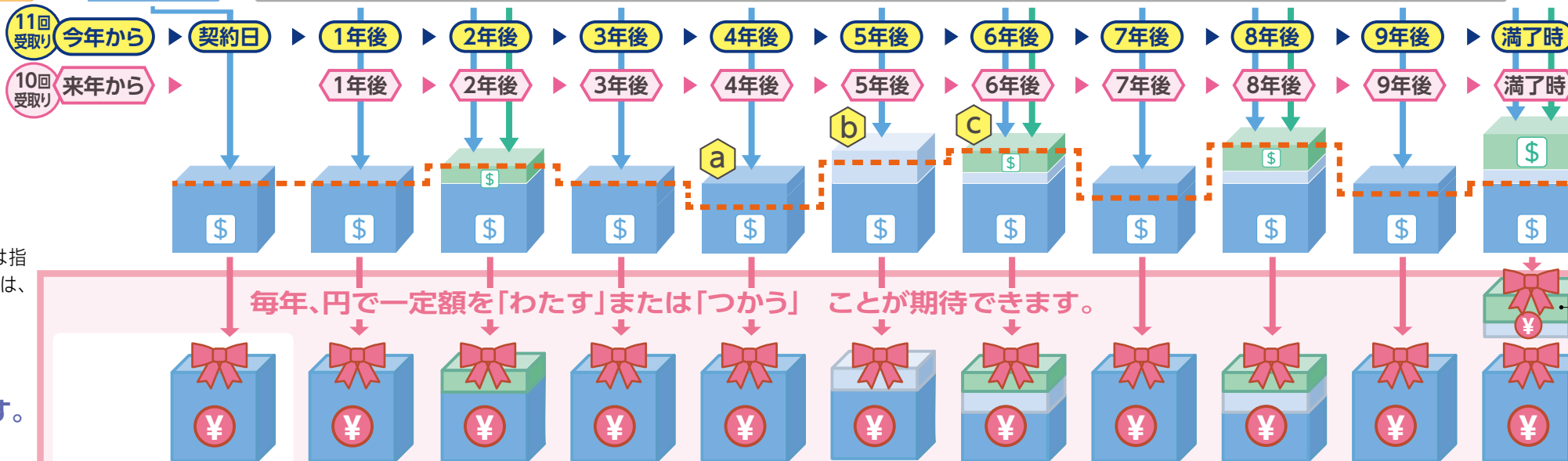


※運用実績連動部分と定率部分の比率は、ご契約時の定率部分の積立利率により決まります。
※運用成績によっては、運用実績連動部分が0になる可能性があります。

保険期間満了時における定率部分からの支払合計額*は、指定通貨で一時払保険料と同額が保証されますが、円では元本割れする可能性があります。

*「今年から」の場合、契約日生存給付金額を含みます。
※「今年から」と「来年から」で一時払保険料が同額の場合、「来年から」よりも「今年から」の方が基本生存給付金額が小さくなります。

●生存給付金の受取人を誰にするかで、
わたし または つかう を
自由に設定できます。



●保険期間の途中で受取人を変更することもできます。
契約日生存給付金の受取人に契約者本人は指定できないため、契約日生存給付金については、「つかう」を設定することはできません。
→ 詳細はP.8をご確認ください。

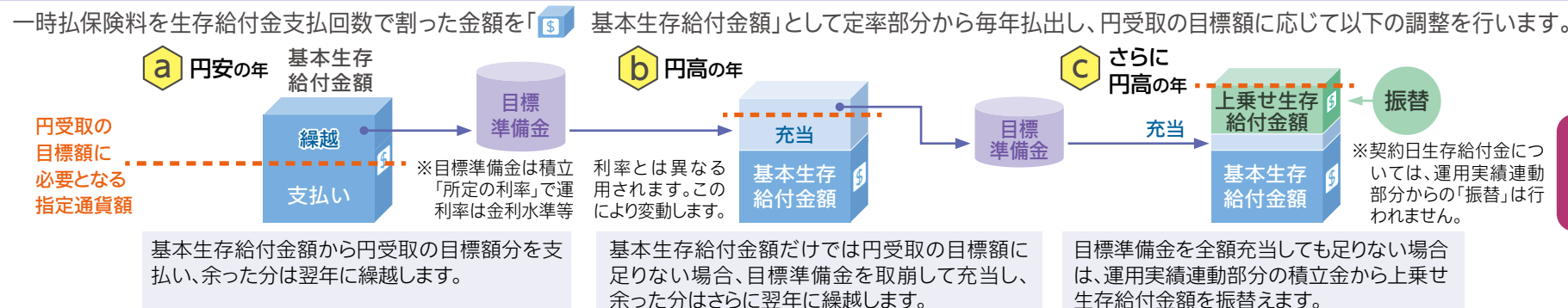
●円受取の目標額を設定できます。
→ 詳細はP.52をご確認ください。

●契約者(被保険者)が死亡した場合、契約は消滅し死亡保険金が支払われます。
→ 詳細はP.15-16をご確認ください。

●保険期間の途中で解約した場合、解約払戻金が支払われます。
→ 詳細はP.26-27をご確認ください。

※上記のイメージ図は、将来の生存給付金額等の推移をお約束するものではありません。

円で一定額と
なるように
調整するしくみ
(イメージ)



なるほど
こういうしくみで
為替変動を吸収して
いるのか...

スマート
ポイント

スマート
ポイント

これなら
「わたし」
「つかう」が
計画的に
できるね

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

資料・早見表

円で目標設定 タイプ

生存給付金の 受取額例

円受取の目標額は、設定可能範囲の中で自由に決められ、また、保険期間の途中で変更することもできます。

円受取の目標額の設定可能範囲はP.52をご確認ください。

●ご負担いただく費用があります。
●為替・金利・運用実績連動部分の価格の変動に伴うリスクがあり、損失が生じる可能性があります。

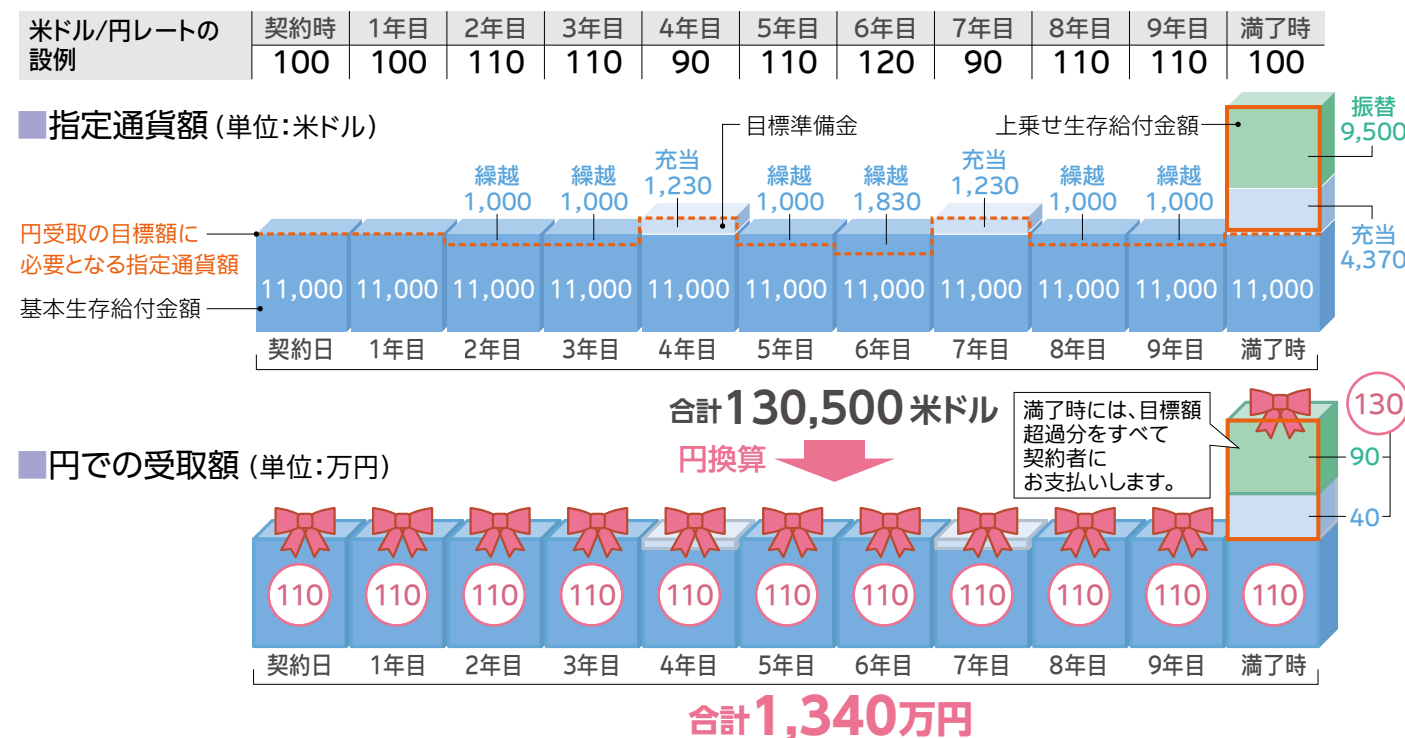
詳細はP.35-38をご確認ください。

- 前提条件
- 保険期間：10年
 - 積立利率：1.00%
 - 基本保険金額の配分比率：①②〔定率部分：11.5万米ドル/運用実績連動部分：0.6万米ドル〕、③④〔定率部分：10.4万米ドル/運用実績連動部分：0.6万米ドル〕
 - 基本生存給付金額：1.1万米ドル
 - 運用実績連動部分の運用成果：①③は毎年+5%、②④は毎年-5%
 - 円入金特約を付加
 - 目標準備金の利息は省略
 - 被保険者は保険期間満了時まで生存
 - ※記載の数値は所定的方式で端数処理を実施

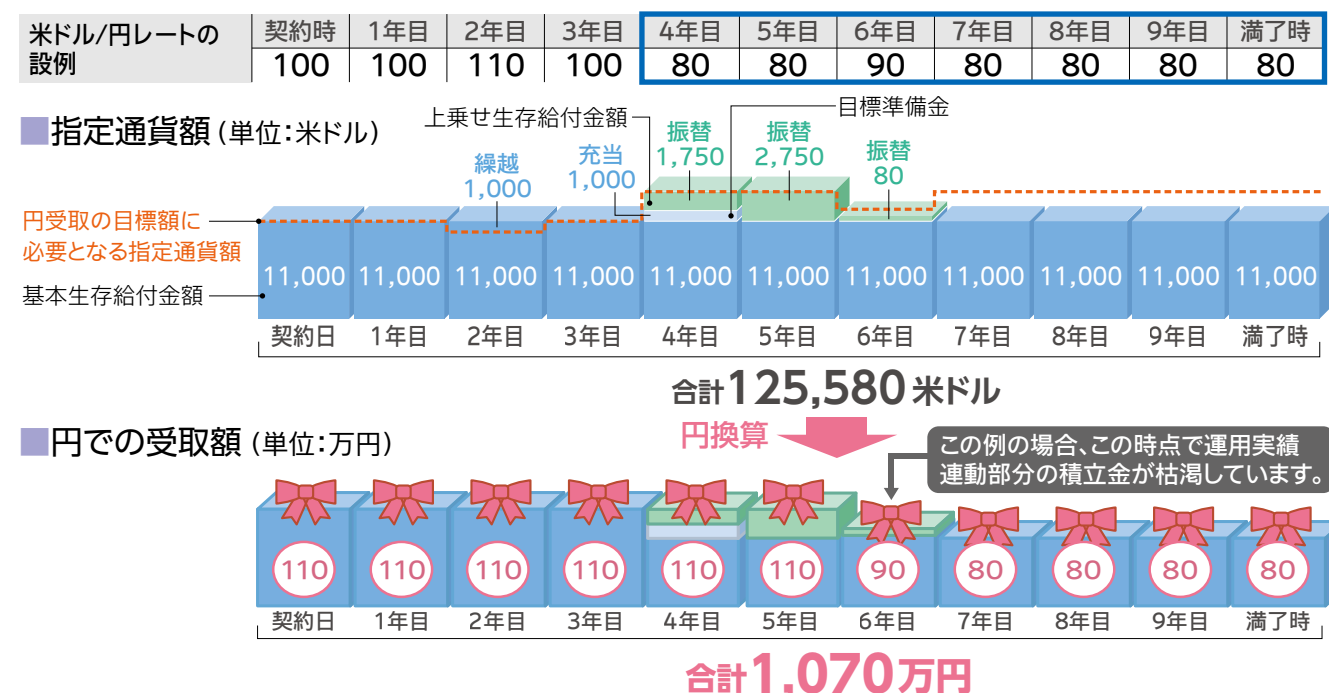
当シミュレーションは、一定の条件を定めて試算したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。詳しくは提案書をご確認ください。

贈与税の基礎控除（毎年110万円）を活用するため、円受取の目標額を **110万円** とするケース

例① **今年から** 一時払保険料12.1万米ドル(円払込み **1,210万円**) / 11回受取り

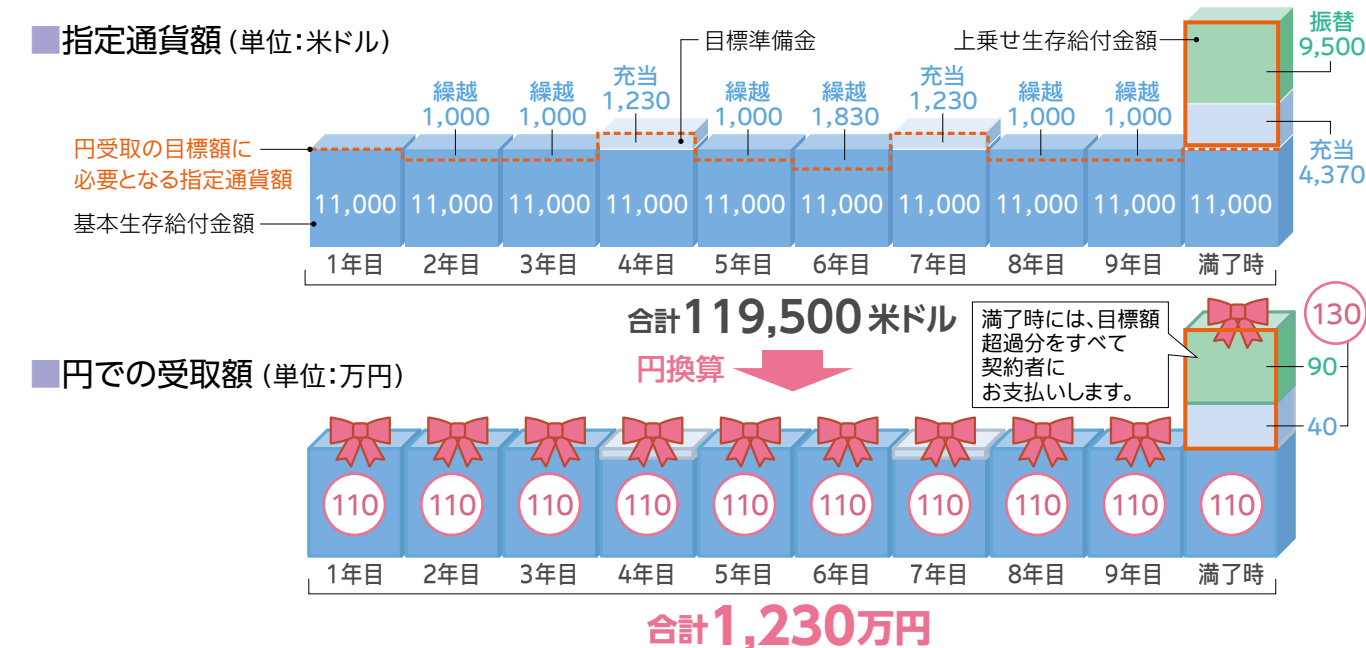


例② 例①について円受取の目標額未達となる例

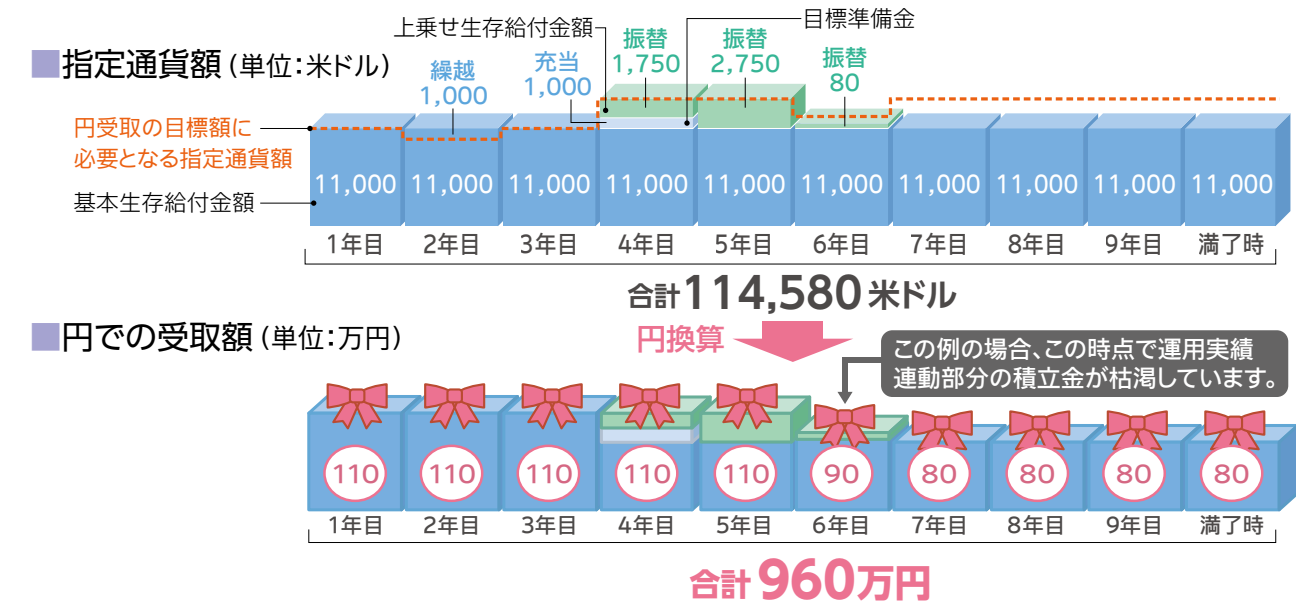


例②④のように、為替が円高、または運用実績連動部分の運用成果がマイナスで推移した場合等、円で一定額を「わたす」「つかう」ことができなくなる可能性があります。

例③ **来年から** 一時払保険料11万米ドル(円払込み **1,100万円**) / 10回受取り



例④ 例③について円受取の目標額未達となる例



ご参考 例④の指定通貨での生存給付金支払合計額と積立金額の推移 (各年の支払後の金額を記載)

※契約日贈与特別適用なしの場合です。 ※この表の数値は1ドル単位で表示しています。

(単位:米ドル)		契約時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	満了時
運用実績連動部分	生存給付金支払合計額	0	0	0	0	1,750	4,500	4,583	4,583	4,583	4,583	4,583
	積立金額	5,816	5,525	5,249	4,986	2,987	88	0	0	0	0	0
定率部分	生存給付金支払合計額	0	11,000	21,000	32,000	44,000	55,000	66,000	77,000	88,000	99,000	110,000
	積立金額	104,184	94,226	85,168	75,010	63,750	53,388	42,922	32,351	21,674	10,891	0
目標準備金額		0	0	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0

円で目標設定タイプ の生存給付金のお 受取りについて

お受取り手続きに関する内容は、
2024年2月現在のものであり、
将来変更される場合があります。

請求書類の提出を省略できます。

わたし

請求書類の提出は1回目のみです。2回目以降は、生存給付金の受取人等を変更しない場合、必要書類を提出いただかなくても請求手続きがあったとみなし、生存給付金をお支払いします。

お手続きの流れ	
今年から わたし場合 (1回目)	申込時 「生存給付金支払請求書」をご提出ください。 ※申込時にご提出がない場合、契約成立後に日本生命より必要書類を生存給付金受取人へ送付します。
今年から わたし場合 (2回目以降)	毎年の契約応当日の3カ月前 契約者へ「生存給付金受取人設定状況のお知らせ」を送付します。 生存給付金受取人・目標額等を変更しない場合、お手続きは不要です。 毎年の契約応当日の2カ月前 生存給付金受取人へ「生存給付金お支払いのご案内」を送付します。 来年から の1回目は、同封の「生存給付金支払請求書」のご提出が必要です。 今年から と 来年から の2回目以降は、生存給付金受取人等の変更がなければお手続きは不要です。
来年から わたし場合 (1回目以降)	

※契約日や契約応当日、保険期間満了時に被保険者が生存しているとき、生存給付金をお支払いします。
生存給付金は、保険期間中は契約応当日の2営業日後、
保険期間満了時は満了日の3営業日後を目途に着金予定です。
契約日生存給付金の着金予定日についてはP.9-10をご確認ください。

つかう

請求書類の提出は1回目から省略できます。
※「そのまま受取タイプ」の生存給付金の請求書類の提出も1回目から省略できます。

通常の贈与手続との比較

通常の贈与の際に、一般的に行われること	贈与の記録を残すため、贈与のつど「贈与契約書」を作成し、贈与者と受贈者で契約を取交わします。	金銭贈与の場合、毎回、贈与者の口座から受贈者の口座へ振込みます。
「夢のプレゼント」なら贈与の手続きが簡単	日本生命が発行するお支払いの通知が贈与の記録となりますので、贈与契約書や受贈者への確認書等の作成は不要です。	生存給付金受取人(受贈者)の口座へ、毎回、日本生命がお振込みします。
「夢のプレゼント」を活用した贈与は、以下の理由から定期贈与(定期金に関する権利の贈与)に該当しません。		定期贈与とは たとえば「2,200万円を20年間に分けて毎年110万円ずつ贈与する」といった約束をして贈与を行うことをいいます。定期贈与があったと認定されると、この例だと2,200万円の総額に対し課税され、贈与税が高額になります。
●生存給付金受取人は、生存給付金の支払事由が発生するまでは生存給付金を受取る権利を有していない。(契約者が生存給付金受取人を変更できる。)		
●契約者(被保険者)が死亡した場合、契約は消滅し、死亡保険金受取人に死亡保険金が支払われる。		

自在に「わたし」「つかう」ことができます。

わたし
スマート贈与

つかう
自分年金

生存給付金受取人は、契約者、契約者の配偶者または3親等内の親族から指定いただけます。

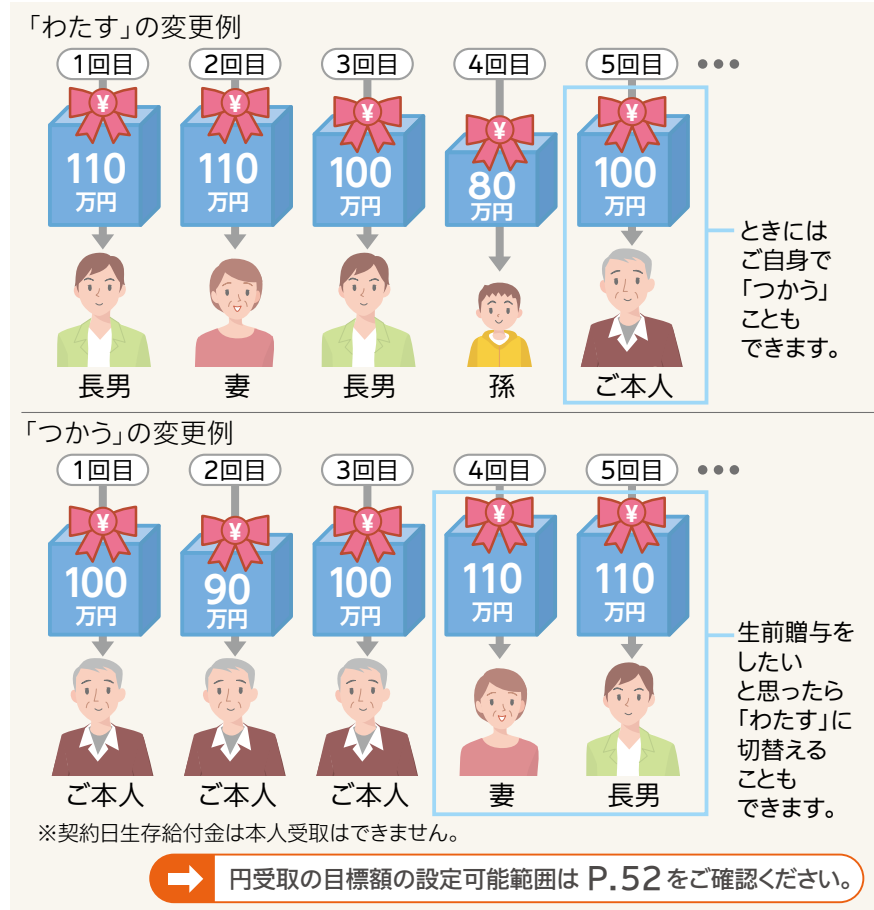
➡ 3親等内の親族の範囲はP.16をご確認ください。

※「そのまま受取タイプ」の生存給付金受取人は契約者になります。
※契約日生存給付金の受取人は契約者の配偶者または3親等内の親族となり、契約者本人は指定できません。

保険期間の途中で、生存給付金受取人や円受取の目標額を変更できます。

日本生命に請求いただければ、生存給付金受取人の変更、および円受取の目標額の変更が可能です。
そのため、「わたし」から「つかう」へ、「つかう」から「わたし」へ、ご希望に応じて自由に変更できます。

※「そのまま受取タイプ」は変更できません。



生存給付金の税制上のお取扱い

わたし

契約者(保険料負担者)と生存給付金受取人が別人の場合
贈与税の課税対象となります。
1月1日～12月31日までの間に生存給付金受取人が受取った贈与財産が基礎控除額の110万円を超える場合は、贈与税の申告を行う必要があります。

基礎控除額(贈与財産の価額から控除する金額) 毎年110万円

※ただし、満了時に契約者が受取った金額は所得税(雑所得)＋住民税の課税対象となります。
⚠ 暦年課税において、死亡保険金と生存給付金を同一人が受取った場合、相続開始前一定期間以内に受取った生存給付金は相続税の課税対象となります。

つかう

契約者(保険料負担者)と生存給付金受取人が同一人の場合
所得税(雑所得)＋住民税の課税対象となります。

➡ P.41-42とP.51をあわせてご確認ください。

※税務に関する内容は、2024年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

商品パンフレット

契約概要

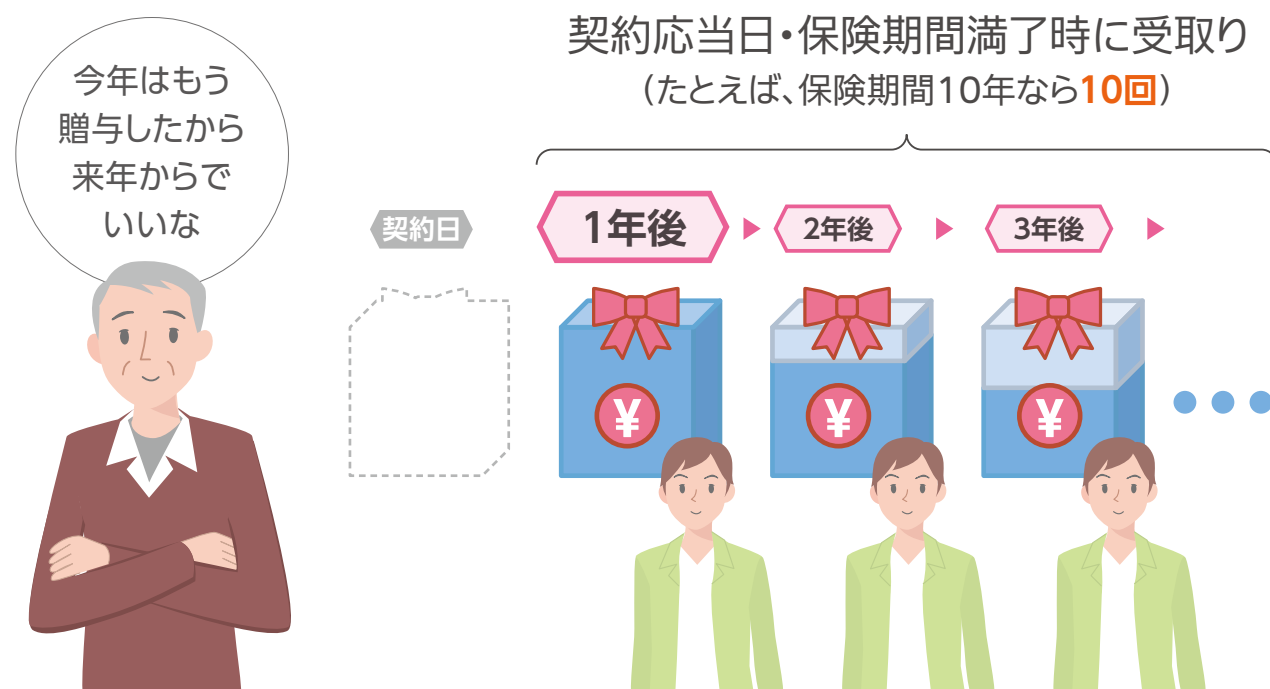
注意喚起情報

資料・早見表

今年から わたくし



来年から わたくし



契約日生存給付金

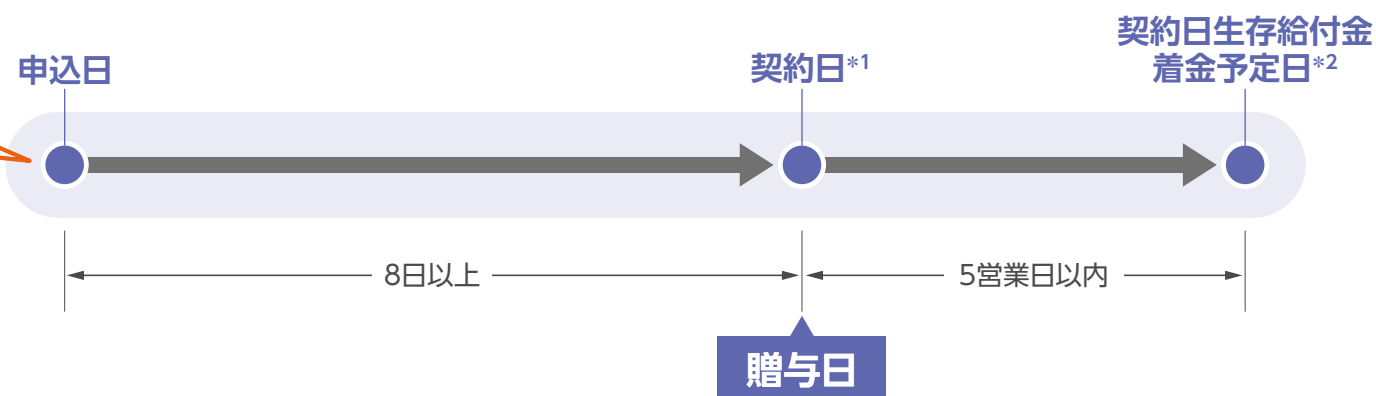
お申込みした年の贈与 とするために…



ご希望どおりに
今年からお渡しいただくために
年末のお申込みに注意

余裕を持って
お申込み・お払込みください。
12月24日以降にお申込みをすると、贈与日が翌年
となります。
ただし、12月23日以前にお申込みをした場合であっ
ても、一時払保険料のお払込みのタイミン
グ等によっては贈与日が翌年となってしまう
可能性があります。

一般的な流れ (申込 時に不備のない「生存給付金支払請求書」をご提出いただいた場合)
※日数 ※日数 は申込日・契約日のそれぞれ翌日から起算します。



*1 詳細はP.39をご確認ください。

*2 申込後に不備のない「生存給付金支払請求書」をご提出いただいた場合、契約日と請求書類が日本生命に到着した日のいずれか遅い日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。

そのまま受取 タイプ

特徴としくみ 保険期間10年の例

つかう
自分年金

外貨の金利 + 積極 運用の成果を
そのまま来年から受取り「つかう」。



- ご負担いただく費用があります。
- 為替・金利・運用実績連動部分の価格の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

→ 詳細はP.35-38をご確認ください。

〈イメージ図〉

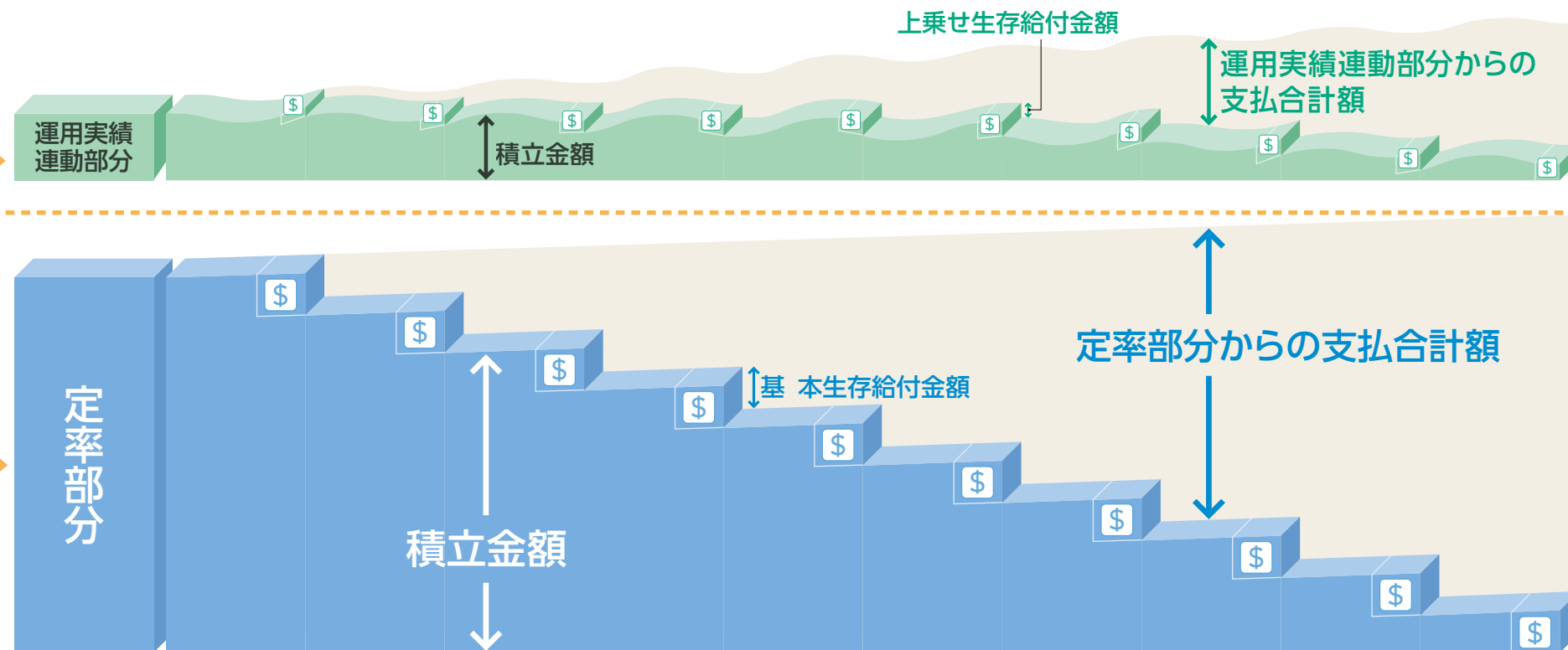
◎告知なし

入金通貨

- 3万米ドル以上
- 3万豪ドル以上
- 300万円以上

一時払保険料

(指定通貨)



※運用実績連動部分と定率部分の比率は、ご契約時の定率部分の積立利率により決まります。
※運用成績によっては、運用実績連動部分が0になる可能性があります。

指定通貨で一時払保険料と同額を保証

保険期間満了時における定率部分からの支払合計額は、指定通貨で一時払保険料と同額が保証されますが、円では元本割れする可能性があります。

保険期間は、10年、15年、20年、30年(米ドルのみ)から選択いただけます。

契約日

1年後 2年後 3年後 4年後 5年後 6年後 7年後 8年後 9年後 満了時

- 「基本生存給付金額」と同額を定率部分から毎年払出し、運用実績連動部分の運用成果を「上乗せ生存給付金額」として加えてお支払いします。

→ 上乗せ生存給付金額の計算方法はP.25をご確認ください。

- 契約者(被保険者)が死亡した場合、契約は消滅し死亡保険金が支払われます。

→ 詳細はP.15-16をご確認ください。

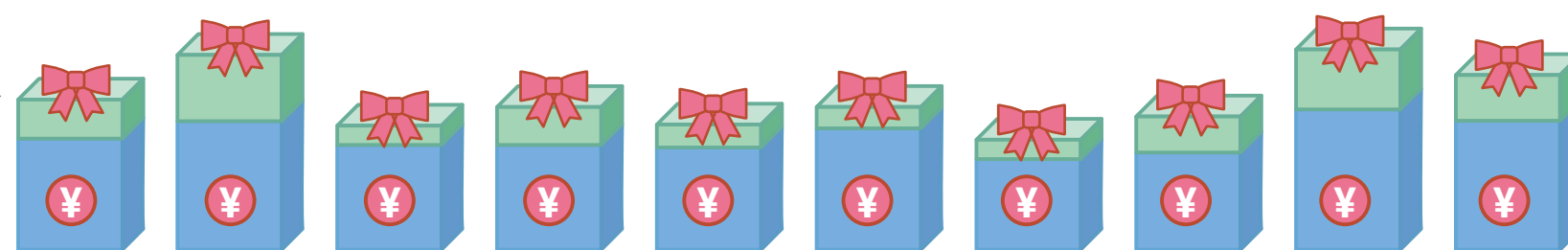
- 保険期間の途中で解約した場合、解約払戻金が支払われます。

→ 詳細はP.26-27をご確認ください。

毎年、
基本生存給付金額に
上乗せ生存給付金額を
加えて、外貨で
そのまます支払い。



特約を付加すれば、
円で受取る
こともできます。



円で目標額を設定して一定額を「つかう」ことをご希望の場合は、P.3-10
円で目標設定タイプの
来年からをご確認ください。

外貨で受取るか、円で受取るかは、毎年 選択できます。

※上記のイメージ図は、将来の生存給付金額等の推移をお約束するものではありません。

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

資料・早見表

運用実績連動部分のしくみ

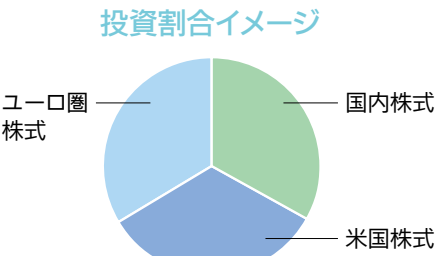
～各ポートフォリオへの配分切替ルールおよびトレンドの計測について～
2つのポートフォリオへの配分を、
株式市場の動向に応じて機動的に切替えます。



- ポートフォリオ——安全性や収益性を考えた、分散投資の組合せのことです。
- ボラティリティ——資産価格の変動性のことで、数値が高いほど価格の変動幅が大きくなります。
- レバレッジ取引——レバレッジとは槌子(てこ)を意味し、少額の資金で大きな収益の獲得をめざす取引手法のことです。

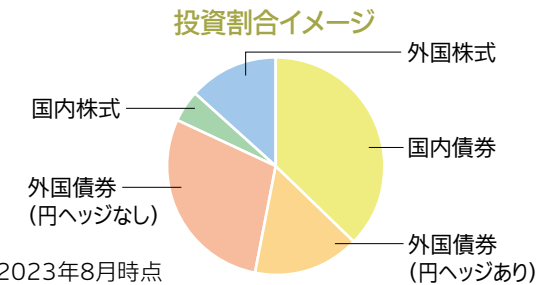
株式市場が好調なときには 株式ポートフォリオ で運用

- 国内、米国、ユーロ圏の株式にそれぞれ3分の1ずつ投資し、積極的に収益の獲得をめざすポートフォリオです。
- ボラティリティ上限は年率**45%**程度
※ボラティリティを調整する手段として、レバレッジをかけますが、レバレッジの上限は最大約3倍と定めています。
- 各資産への投資割合は固定となります。



株式市場が不調なときには 資産分散ポートフォリオ で運用

- リスクの性格がそれぞれ異なる資産に分散投資するポートフォリオです。
- ボラティリティ上限は年率**20%**程度
※ボラティリティを調整する手段として、レバレッジをかけますが、レバレッジの上限は最大約5倍と定めています。
- 各資産への投資割合は原則月1回見直します。
- 安定運用ノウハウのある、ニッセイアセットマネジメント株式会社による投資助言を反映



株式市場のトレンドを日々計測し、ルールにもとづき自動切替

どんなときにポートフォリオを切替えるか、はっきりしていてわかりやすいね

配分切替について

株式市場の直近約1週間の水準と、過去約1年の移動平均および過去約6カ月の移動平均とを比較して配分します。

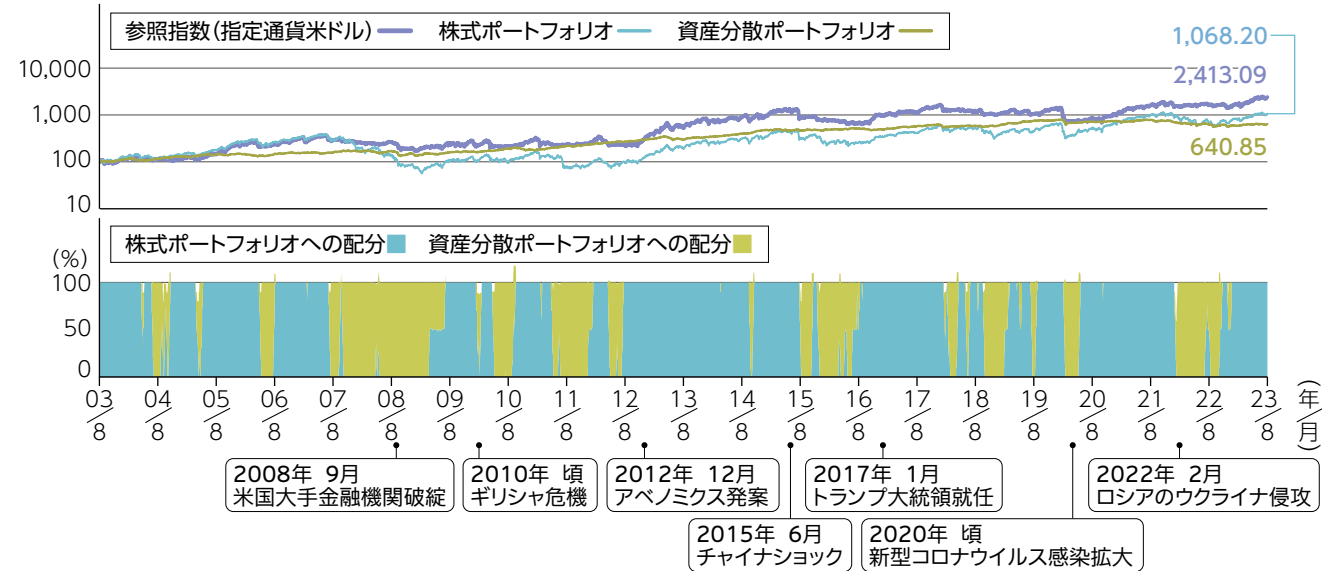
強い上昇トレンド	上昇トレンド	下降トレンド
株式市場の「直近約1週間の水準」が		
「過去約1年の移動平均」および「過去約6カ月の移動平均」の両方を上回っている場合*	「過去約6カ月の移動平均」のみ上回っている場合*	「過去約6カ月の移動平均」を下回っている場合
直近約1週間の水準	過去約1年の移動平均	過去約6カ月の移動平均
配分指示	配分指示	
株式ポートフォリオ 100%	株式ポートフォリオ 50% 資産分散ポートフォリオ 50%	資産分散ポートフォリオ 100%

* 同水準である場合を含みます。 ※運用状況によっては、上記のような運用ができない場合があります。

参照指数の推移イメージと各ポートフォリオへの配分切替の推移イメージ

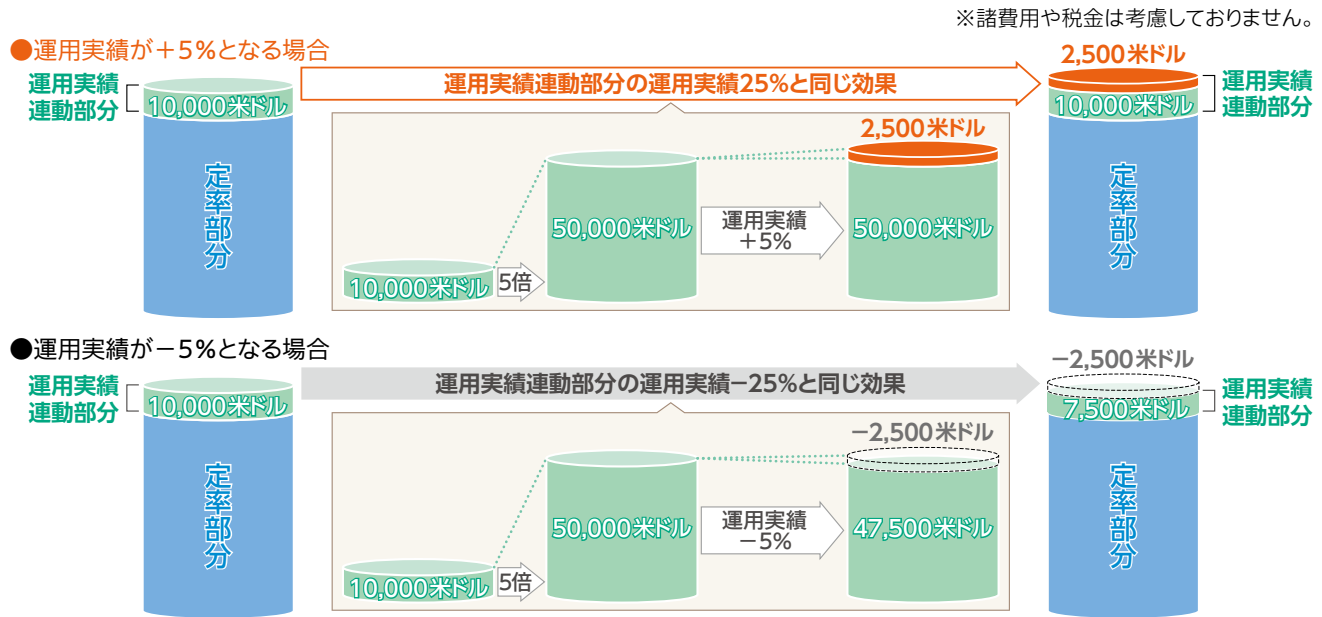
2003年8月末を100として2023年8月末まで運用したと仮定

- 「過去の各ポートフォリオの推移」と左記の配分切替ルールにもとづく「配分割合の推移」を示しています。(レバレッジ取引を利用)
- 参照指数は左記ルールにもとづき各ポートフォリオへの配分切替を行い運用した場合の推移を示した指数です。
- 運用実績連動部分では、この参照指数の動きに概ね連動した収益の獲得をめざします。



※配分切替ルールにもとづき運用した結果、必ず収益を最大化・損失を最小化できるものではありません。

レバレッジ取引のイメージ 指定通貨が米ドルで収益を5倍にする運用をしたイメージ



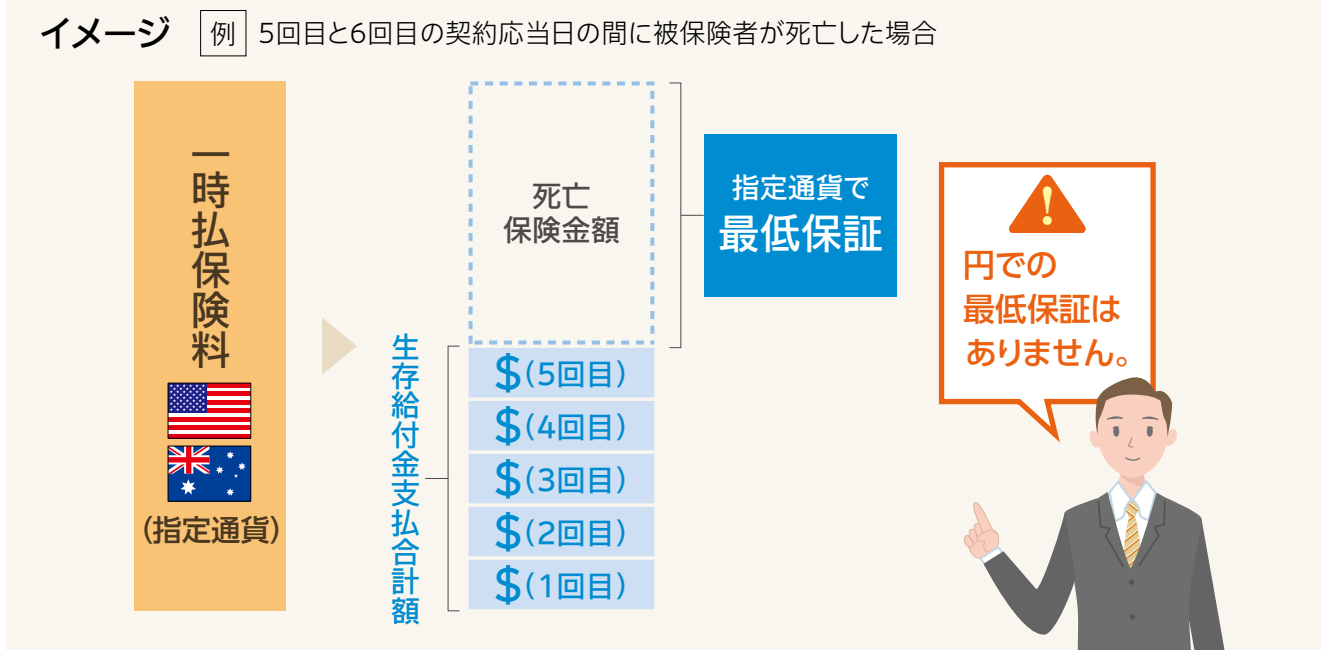
レバレッジ取引を行うことにより、大きな収益を得られる可能性がある一方、大きな損失となることもあり、運用実績連動部分の積立金額が0になる可能性があります。なお、マイナスになることはなく、定率部分に影響を与えることはありません。

運用実績連動部分の積立金額が大きく減少した場合、下落前の水準まで回復することが困難になる可能性があります。 詳細は P.36 および 特別勘定のしおり をご確認ください。

死亡保険金について

死亡保険金額には指定通貨で最低保証があります。
すでに受取った生存給付金の合計額に
死亡保険金を加えた金額が、
指定通貨で一時払保険料を下回ることはありません。

契約者(被保険者)の死亡時には、
積立金額または解約払戻金額*のいずれか大きい額が死亡保険金として支払われます。
ただし、死亡時点の積立金額または解約払戻金額*が、すでに受取った生存給付金と合算して
一時払保険料を下回る場合は、以下の「一時払保険料から生存給付金支払合計額を引いた金額」が
死亡保険金として最低保証されます。



*「円で目標設定タイプ」の場合、「積立金額+目標準備金額」または「解約払戻金額+目標準備金額」となります。





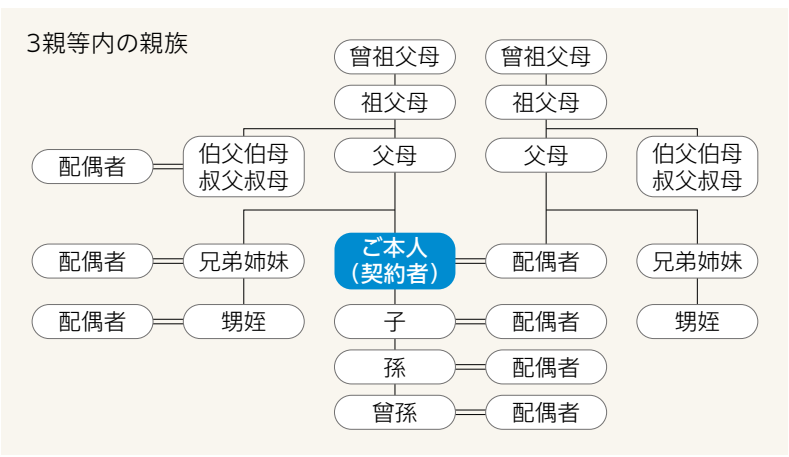
●ご負担いただく費用があります。
●為替・金利・運用実績連動部分の価格の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。



詳細はP.35-38をご確認ください。

死亡保険金受取人は、
契約者の配偶者または
3親等内の親族から指定
いただけます。(複数人指定可)

※複数人指定いただいた際は、個別の口座に
死亡保険金をお振込みできる場合もあります。
※海外に居住されている方や外国籍の方も
指定いただけます。
ただし、請求や送金のお手続き等は日本国内で行う
必要があります。



生命保険ならではのメリット

死亡保険金の非課税額が活用できます。

契約者・被保険者が同一人の場合、相続税の課税対象となります。
受取人が相続人*1のとき、他の死亡保険金等と合算のうえ、
死亡保険金の非課税額を活用することができます。

死亡保険金の非課税額 = 500万円 × 法定相続人の数*2

- *1 相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。
- *2 法定相続人の数は、相続を放棄した人がいても、その放棄がなかったとした場合の相続人の数です。ただし、養子は人数が限られます。(被相続人に実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人まで。)

⚠ 相続人でない孫等が死亡保険金を受取った場合、死亡保険金の非課税額を活用できないことに加え、相続税が2割加算されます。

※税務に関する内容は、2024年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

➡ P.41-42 をあわせてご確認ください。

死亡保険金は、受取人固有の財産になります。

死亡保険金は、死亡保険金受取人固有の財産のため、遺産分割協議の対象外*3となります。
*3 ただし、相続人の間で著しい不公平が生じる場合はこの限りではありません。

死亡保険金は、すみやかに受取りいただけます。

死亡保険金は、受取人の請求により、5営業日以内*4にお受取りいただけます。
*4 ただし、死亡保険金をお支払いするために確認等が必要な場合はこの限りではありません。

- 請求に必要な書類は以下のとおりです。
- 所定の請求書 ●死亡診断書(コピー可) ●所定の本人確認書類(コピー可)
 - ※その他、戸籍謄(抄)本、交通事故証明書等のご提出が必要な場合もあります。

※死亡保険金をお支払いできない場合があります。P.40をご確認ください。

契約者代理制度・アフターサービス について

※記載の内容は2024年4月現在のものであり、今後変更または廃止する場合があります。

「人生100年時代」。あなたの想いをカタチにします。

契約者代理制度

解説動画はこちら▶



例えば、こんなご不安はありませんか？

契約者さまが将来、認知症などで意思表示が難しくなった…



契約者のために、
まとまったお金が
必要になるのに
保険の解約ができないな…

そもそも
どんな内容の保険に
入っていたんだっけ…

契約者じゃないと
手続きできないのは、
困ったな



契約者代理制度を活用すれば安心です。

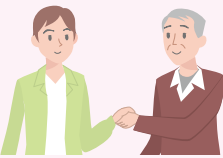
契約者代理制度のポイント

あらかじめ

ご留意事項

- 1 契約者代理人をご指定いただけます。
契約者代理人に日本生命より制度・契約の概要などをお知らせします。
- 2 契約者代理人と契約内容を共有いただけます。
毎年、契約者代理人に日本生命より制度・契約の概要などをお知らせします。
契約者代理人は契約内容について日本生命にお問合せいただけます。
※一部お問合せ内容によっては、ご回答できない場合があります。
- 3 契約者が意思表示困難な状態になった場合、
契約者代理人に、代わりにお手続きいただけます。
※一部対象外のお手続きがあります。
※お手続きの内容によっては、保険金等の受取人の同意等が必要になる場合があります。

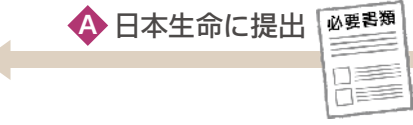
→ 契約者代理人の指定範囲・代理対象手続きは P.30-31、通知物は P.49 をご確認ください。



契約者代理人に
通知でお知らせ
します！

<解約手続きの例>

- A 契約者代理人が必要書類を日本生命に提出
- B 契約者または契約者代理人に解約払戻金をお支払い



契約者
代理人

契約者
または
契約者代理人
口座

契約者代理人口座でもお受取りが可能です。
※契約者口座でしかお受取りできない場合もあります。

これなら、何かあっても安心だね。



各種サービス

各サービスのご留意点はP.19をご確認ください。

認知症や介護の課題は人それぞれ。電話や訪問でお話をうかがいます。

認知症・介護 / あなたのそばの
コンシェルジュ
～ 認知症・介護の相談窓口 ～

ニチイ学館の有資格者(ケアマネジャー等)が認知症や介護に関する不安・悩み等の相談を電話や訪問でお受けします。また、必要に応じて、適切な窓口や専門家等の情報提供をいたします。※介護施設や医療機関等へのお取次ぎ・予約手配は対応しておりません。

相談
訪問
無料

こんなときに使える！

- 認知症や要介護状態になったときに備えて、
今からできることを知りたい
- 離れて暮らす高齢の両親が心配

ご利用できる方

所定の保険にご加入の **契約者・被保険者等**

「人生100年時代」をより豊かで明るいものにするために、
生前から死後までお客さまをサポートするシニア向けサービスです。

老後も、その後も、自分らしく。
GranAge Star
グランエイジスター

身元保証・生活支援・任意後見・死後事務サービスをご提供します。
※サービスをご利用いただくためには、各サービス提供法人とご契約する必要があります。
※地域によっては当サービスの対象外となる場合があります。

有償

こんなときに使える！

- 入院等の際に求められる身元保証人や
連帯保証人等を頼める身近な人がいない

お申込みできる方

すべてのお客さま

相続手続は不慣れなことの連続。専門家のお手伝いがあると安心です。

ニッセイ
ご遺族あんしんサポート

万一のとき、ご遺族が行うさまざまな相続に関する手続きをトータルでサポート。
相続の疑問について、無料でご相談をお受けします。
手続代行やお手続き内容に応じた専門家(有料)もご紹介します。

相談
紹介
無料

こんなときに使える！

- 相続税の申告等、わからないことだらけ…
何から対応すべきか知りたい

ご利用できる方

被保険者死亡時の **死亡保険金受取人**

※死亡保険金受取人がサービスを利用することが困難な場合、
所定の範囲内のご親族も利用可能です。



商品
パンフレット

契約
概要

注意喚起情報

資料・早見表

契約者代理制度・アフターサービス について

※記載の内容は2024年4月現在のものであり、今後変更または廃止する場合があります。

「人生100年時代」。あなたの想いをカタチにします。

お申込み・ご利用にあたって必ずお読みください。

各サービスは、日本生命の提供する保険またはサービスではありません。
ご利用に関して生じた損害について日本生命は責任を負いません。

認知症・介護 あなたのそばのコンシェルジュについてのご留意点

- 認知症・介護 あなたのそばのコンシェルジュは、ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険・ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険(定率のみ型)等の所定の保険の契約者・被保険者・死亡保険金受取人・定期支払金受取人・生存給付金受取人・指定代理請求人・契約者代理人(以下、「申込者」)がお申込みできます。電話・訪問相談できる方は、申込者または契約者・被保険者のご家族(2親等以内)となります。
- 訪問日時のご相談のうえ、決定させていただきます。
- 介護訪問相談自体は無料ですが、相談を受けるにあたり必要な諸経費(利用者ご本人の交通費等)は、全て利用者ご本人で負担いただきます。

GranAge Starについてのご留意点

- GranAge Star内の各サービスは、すべてのお客さまがご利用になれます。
※日本生命との間で生命保険契約がないお客さまもご利用になれます。
- GranAge Star内の各サービスをご利用いただくためには、以下の各サービス提供法人とご契約する必要があり、身元保証、生活支援、任意後見、死後事務のいずれかのサービスについてサービス提供法人と契約が成立した場合に、暮らしのサポートデスクをご利用いただくことができます。
＜サービス提供法人＞
 - 身元保証、生活支援、任意後見、死後事務サービス：公益社団法人シニア総合サポートセンター等
 - 暮らしのサポートデスク：クラブツーリズム株式会社、総合警備保障株式会社
- GranAge Starに関して日本生命にご提供いただく個人情報 は、GranAge Starのご案内、GranAge Starの提供・維持管理、GranAge Starの充実、およびその他付随する業務に必要な範囲においてのみ利用します。
- 日本生命はGranAge Star内の各サービス提供法人との間で、お問合せに関する情報およびご加入の有無に関する情報を相互利用いたします。

ニッセイご遺族あんしんサポートについてのご留意点

- ニッセイご遺族あんしんサポートの提供はその内容に応じ、相続あんしんサポート株式会社、税理士法人、司法書士法人、行政書士法人等が担当いたします。有料サービスをご利用の場合は、サービス内容に応じた専門家(法人)と契約を結んでいただきます。

各サービスのご利用の際には、諸条件があります。
各サービスの詳細や各サービス提供会社の利用規約につきましては、
日本生命ホームページよりご確認ください。

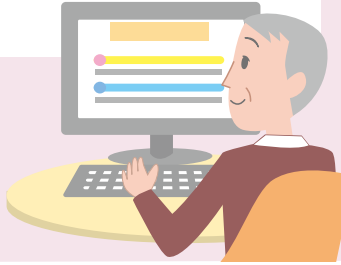
インターネットサービス ご契約後も安心!

お客さまの声にお応えして、簡単、便利なインターネットサービスをご用意しております。
日本生命ホームページよりご登録のうえ、ご利用ください。

ポイント

1 最新のご契約内容を確認できる!	● 毎日最新のご契約内容・運用状況を確認できます。 ● 為替レート等の影響により、日々変動する解約時の受取金額をいつでも確認できます。
2 ペーパーレスでお手続きができる!	● お客さまご自身で、各種手続きを行うことができます。 例) 生命保険料控除証明書の再発行 住所・電話番号変更は、サービス登録不要でお手続きいただけます。
3 魅力的な情報が満載!	● 日本生命独自のお役立ち情報を確認できます。

①②は3:00～8:00はご利用になれません。
なお、②は上記に加え、毎営業日15:00～15:30もシステムメンテナンスのためお手続きいただけない時間帯があります。
※「生命保険料控除証明書の再発行」は、日本生命営業日の15:00までに日本生命が受信できた請求を当日の受付とします。



ご利用方法

 スマートフォンから 読み取りはこちら 	 パソコンから https://www.nissay.co.jp 日本生命 検索 日本生命トップページ ⇒金融機関窓口販売商品のログイン ⇒専用サービスへアクセスください。
--	---

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

資料・早見表

1 保険のしくみ

保険名称 ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険(米ドル建・豪ドル建)

この保険は、被保険者が契約日、契約応当日または保険期間満了時に生存しているときに生存給付金をお支払いする外貨建の変額保険です。

指定通貨と保険期間を選択

指定通貨は米ドル・豪ドルから、
保険期間は10年・15年・20年・30年*¹から選択いただきます。
ご契約後にこれらを変更することはできません。
*¹ 米ドルのみ選択可能

責任開始の日

一時払保険料のお払込みが完了した日(日本生命指定の金融機関に着金した日)が責任開始の日となります。

選べる2つのタイプ

円で目標設定タイプ

- 積立利率にもとづき、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用します。
定率部分の積立金額は、契約日から積立利率を適用し、定率部分から支払われる基本生存給付金額は保険契約締結時に確定します。
運用実績連動部分の積立金額は、契約日の翌日から特別勘定で運用し、その運用実績を反映します。
$$\text{基本生存給付金額} = \text{一時払保険料} \div \text{生存給付金支払回数}$$
- 生存給付金額があらかじめご指定いただいた円建目標生存給付金額となることを目指します。
- 「円で目標設定タイプ」を選択された場合は、円建目標生存給付金額指定特約が付加されます。
- 申込時に契約日の属する年の贈与有無を選択することができます。(契約日贈与特則)
詳細はP.9-10をご確認ください。

そのまま受取タイプ

- 積立利率にもとづき、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用します。
定率部分の積立金額は、契約日から積立利率を適用し、定率部分から支払われる基本生存給付金額は保険契約締結時に確定します。
運用実績連動部分の積立金額は、契約日の翌日から特別勘定で運用し、その運用実績を反映します。
$$\text{基本生存給付金額} = \text{一時払保険料} \div \text{生存給付金支払回数}$$
- 生存給付金額は、基本生存給付金額に運用実績に応じた上乗せを行います。

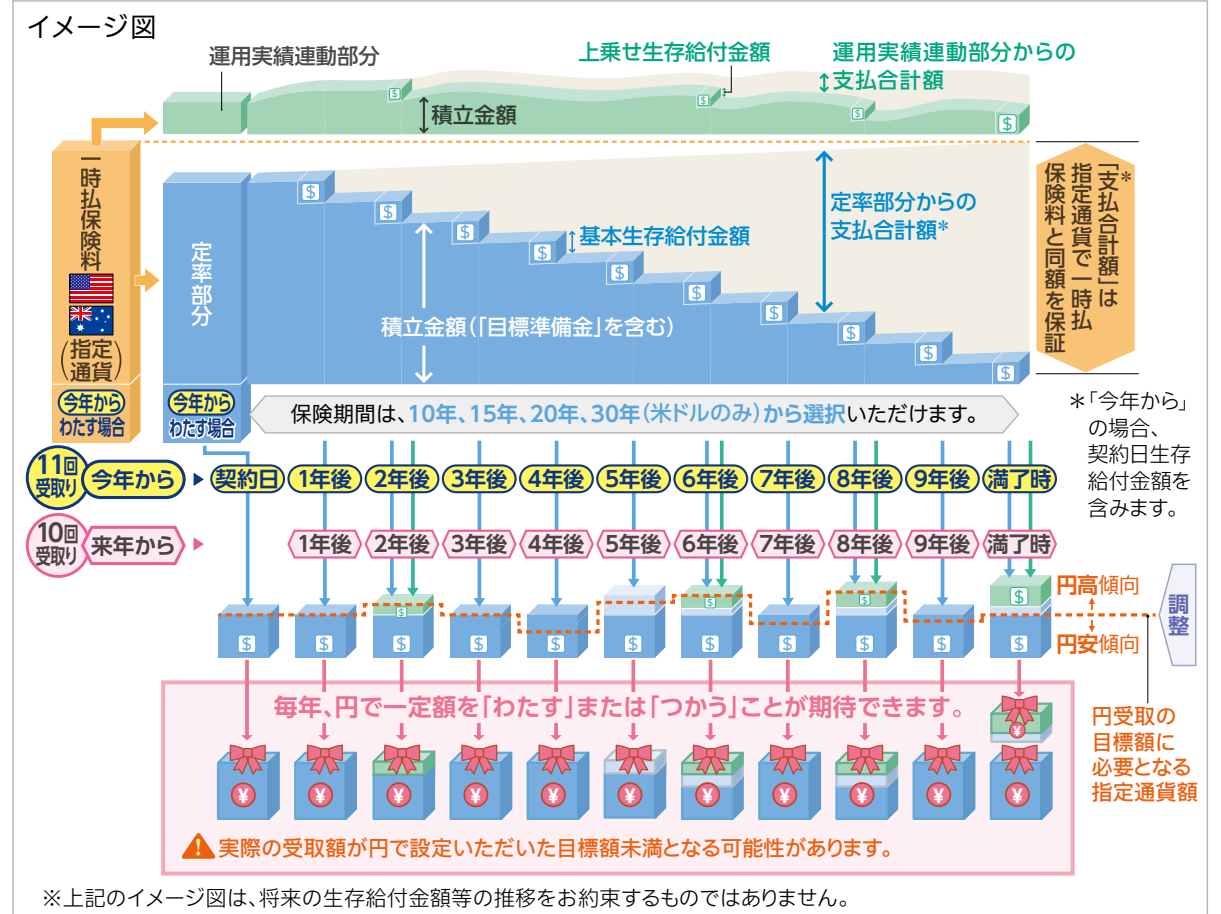
指定通貨で生存給付金額と死亡保険金額の合計を最低保証

保険期間満了時まで被保険者が生存された場合、生存給付金支払合計額*²は指定通貨で一時払保険料を下回ることはありません。
保険期間中に被保険者が亡くなられた場合、そのときの積立金額等にもとづき計算される死亡保険金額をお支払いします。生存給付金支払合計額と死亡保険金額の合計は指定通貨で一時払保険料を下回ることはありません。

*² 「円で目標設定タイプ」の場合、生存給付金支払合計額は、
毎年円で支払われた生存給付金額を日本生命所定の為替レートで
指定通貨に換算した金額の合計となります。
保険期間満了時に目標額超過分を契約者に支払うときは、
その金額を指定通貨に換算した金額と生存給付金支払合計額の合計が
指定通貨で一時払保険料を下回ることはありません。

円で目標設定タイプ

- 運用実績連動部分からの「振替」や目標準備金を活用した「繰越」「充当」により、生存給付金額が円建目標生存給付金額(円受取の目標額)となるように調整してお支払いします。
ただし、契約日生存給付金については、運用実績連動部分からの「振替」は行われません。
- 生存給付金の支払通貨は円のみです。
- 生存給付金受取人は契約者、契約者の配偶者または3親等内の親族となります。
ただし、契約日生存給付金の受取人に契約者本人は指定できません。



※円で一定額となるように調整するしくみはP.3-4をご確認ください。

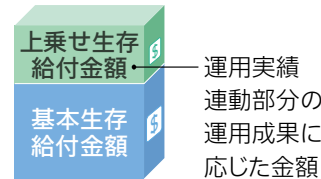


ご注意

為替が円高、または運用実績連動部分の運用成果がマイナスで推移した場合等、
毎年の受取額が円建目標生存給付金額を下回る可能性や、元本割れする可能性があります。

そのまま受取タイプ

- 基本生存給付金額に、「**運用実績連動部分の運用成果に応じた金額**」を上乗せしてお支払いします。
- 生存給付金の支払通貨は指定通貨と円から選択いただけます。
- 生存給付金受取人は契約者本人のみとなります。
- 運用実績連動部分の運用成果に応じた金額は以下のように計算します。

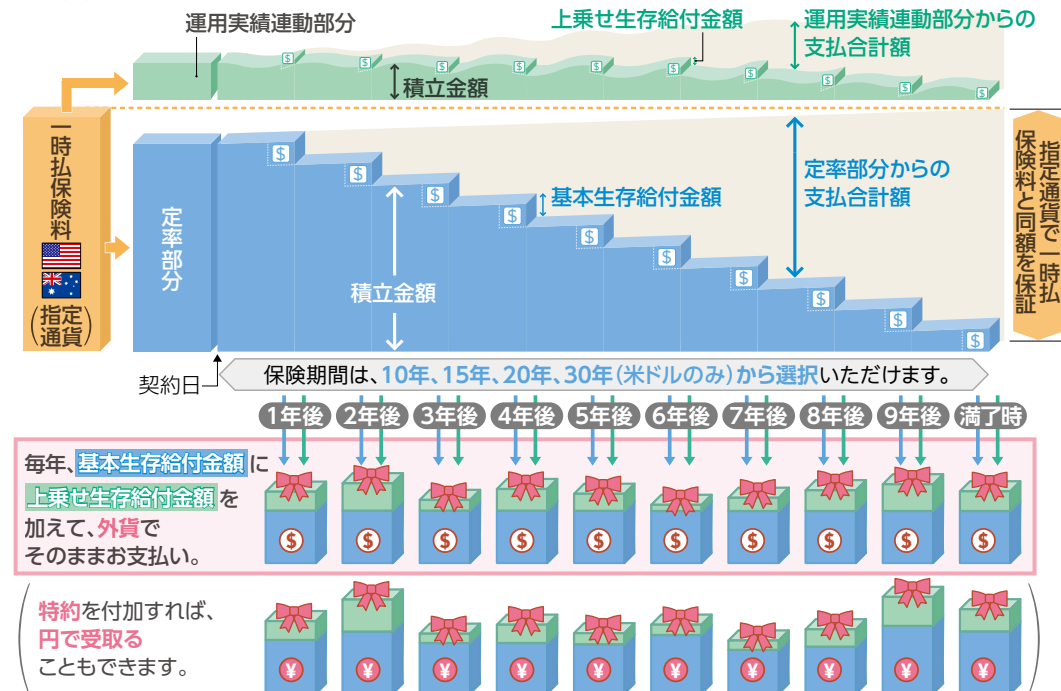


$$\text{保険期間中の契約当日の金額} = \frac{\text{契約当日の前日における運用実績連動部分の積立金額}}{\text{契約当日からその日を含めて保険期間満了の日までの年数} \times 3 + 1}$$

$$\text{保険期間満了時の金額} = \text{保険期間満了時における運用実績連動部分の積立金額}$$

※3 日数は切捨て

イメージ図



※上記のイメージ図は、将来の生存給付金額等の推移をお約束するものではありません。

2 積立利率

積立利率*1は、定率部分の積立金額の計算に際して適用される利回りです。責任開始の日において、以下のように計算されます。

積立利率 = 指標金利*2の所定の期間における平均値(基準利率) + 所定の率 - 保険契約関係費率

*1 指定通貨および保険期間ごとに毎月2回(1日と16日)設定

*2 指定通貨および保険期間に応じて定める2つの国債の流通利回りの合計を2で割った利率をいいます。

3 保障内容

生存給付金	以下のいずれかに被保険者が生存しているとき、生存給付金をお支払いします。 ●契約日(契約日贈与特則適用の場合) ●保険期間中の契約応当日 ●保険期間満了時
死亡保険金	被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。死亡保険金額は死亡した日における以下のいずれか大きい金額です。 ①一時払保険料 - 生存給付金支払合計額 ②積立金額 ③解約払戻金額 ※「円で目標設定タイプ」の場合、②・③に目標準備金額が加算された金額になります。

4 解約払戻金

解約した場合、解約払戻金をお支払いします。

解約払戻金額は日本生命が必要書類を受付けた日*の以下の金額となります。

$$\text{解約払戻金額} = \text{定率部分の積立金額} \times (1 - \text{市場金利調整率}) + \text{運用実績連動部分の積立金額} - \text{解約控除額}$$

●市場金利調整率 =

$$1 - \left[\frac{1 + \text{この保険契約に適用される積立利率の計算に用いた基準利率}}{1 + \text{解約払戻金計算基準日における基準利率} + 0.1\%} \right]^{\frac{\text{残存月数}}{24}}$$

・基準利率 = 指標金利の所定の期間における平均値

・残存月数 = 解約払戻金計算基準日から保険期間満了日までの月数(端数日は切上げ)

※解約払戻金の計算に用いる基準利率を設定する時期(毎月1日、16日)と

解約払戻金計算基準日(解約日)の間に生じる金利変動や、運用資産の売却にかかる取引費用等に備えるため、解約払戻金額を計算する際の市場金利調整において所定の係数(0.1%)を設定しています。

このため、契約日の市場金利と解約払戻金計算基準日の市場金利が同一であっても、解約払戻金計算基準日の定率部分の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

＜解約払戻金計算基準日の定率部分の積立金額に対する控除率の例＞

契約日と解約払戻金計算基準日に適用される基準利率が、仮に2.0%の場合、残存期間に応じて、定率部分の積立金額から以下の率を控除します。

残存年数	30年	29年	28年	27年	26年	25年	24年	23年
控除率	1.46%	1.41%	1.36%	1.31%	1.27%	1.22%	1.17%	1.12%
残存年数	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年
控除率	1.07%	1.02%	0.98%	0.93%	0.88%	0.83%	0.78%	0.73%
残存年数	14年	13年	12年	11年	10年	9年	8年	7年
控除率	0.68%	0.63%	0.59%	0.54%	0.49%	0.44%	0.39%	0.34%
残存年数	6年	5年	4年	3年	2年	1年		
控除率	0.29%	0.24%	0.20%	0.15%	0.10%	0.05%		

※上記の表では、解約払戻金計算基準日が毎年の契約応当日である前提で数値を抜粋しております。

「残存年数」とは、解約払戻金計算基準日から保険期間満了日までの年数となります。

※契約日は市場金利調整率がかかりません。契約日翌日の控除率は、

「残存年数」の項目のうち、保険期間と同一の年数となる項目の控除率をご確認ください。

➡ 次ページへ続く

●解約控除額＝一時払保険料×解約控除率
ただし、「円で目標設定タイプ」で契約日贈与特則を適用した場合には以下の算式となります。
解約控除額＝（一時払保険料－基本生存給付金額）×解約控除率

→ 詳細は P.38 をご確認ください。

*ニッセイダイレクト事務センターに到着した日

5 特約

円入金特約

保険料を円でお支払いいただける特約です。
一時払保険料は円払込金額を指定通貨に換算した額になります。
※この特約を付加せずに保険料をお支払いいただき、クーリング・オフを行った場合、お支払いいただいた通貨でお返しします。

→ 詳細は P.43-44 をご確認ください。

外貨入金特約

保険料を指定通貨以外の外貨*1でお支払いいただける特約です。
一時払保険料は払込金額を指定通貨に換算した額になります。
*1 指定通貨が米ドルなら豪ドル、指定通貨が豪ドルなら米ドル

円支払特約

死亡保険金や解約払戻金等を円に換算してお支払いする特約です。

生存給付金円支払特約

「そのまま受取タイプ」を選択いただいた場合に、生存給付金を円に換算してお支払いする特約です。

円建目標生存給付金額指定特約

「円で目標設定タイプ」を選択いただいた場合に付加される特約で、生存給付金について円建目標生存給付金額を定めることができます。
円建目標生存給付金額は変更することができます。
※この特約はご契約時のみ付加でき、途中付加やこの特約のみの解約はお取り扱いできません。

<契約日贈与特則>
「円で目標設定タイプ」で契約日の属する年から贈与する場合に適用される特則です。

特別定期保険(定率のみ型)とする特約

運用実績連動部分を 0 にして、一時払保険料をすべて定率部分として、積立利率にもとづき運用する特約です。
※裏表紙に記載する募集代理店(大和証券)でのお取扱いはしておりません。

保険契約者代理特約

契約者が、認知症などにより、日本生命所定のお手続きを行うことができない場合に、あらかじめ指定した契約者代理人が契約者に代わってお手続きを行うことができる特約です。

→ 詳細は P.30 をご確認ください。

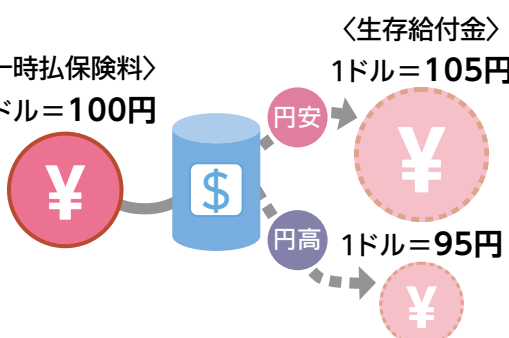
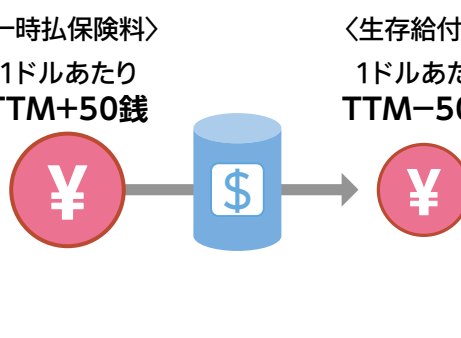
通貨を換算する際に使用される為替レート

特約名称	為替レート	適用日
円入金特約	TTM+50銭	日本生命が保険料を受領した日
外貨入金特約	(指定通貨のTTM+25銭) ÷ (払込通貨のTTM-25銭)	
円支払特約	TTM-50銭	日本生命が必要書類を受付けた日*2
生存給付金 円支払特約	TTM-50銭	●保険期間中の契約応当日 契約応当日または日本生命が必要書類を受付けた日のいずれか遅い日 ●保険期間満了時 保険期間満了の日の翌日または日本生命が必要書類を受付けた日のいずれか遅い日
円建目標 生存給付金額 指定特約	TTM-50銭	●保険期間中の契約応当日 契約応当日の前日 ●保険期間満了時 保険期間満了の日
契約日贈与特則*3	TTM+50銭	責任開始の日

*2 解約の手続きに関しては、ニッセイダイレクト事務センターに到着した日
*3 契約日生存給付金のみに適用される為替レートです。
※TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、日本生命所定の金融機関が公表する値です。
上記適用日に公表されない場合は、以下の日が適用日となります。
円建目標生存給付金額指定特約(契約日贈与特則の契約日生存給付金を除く):同日前の最も近い公表される日
上記以外:次の公表される日
※為替レートは将来変更されることがあります。

契約日生存給付金は為替レートの変動の影響を受けず、
為替手数料のご負担もありません。

契約日生存給付金			
為替レートの変動の影響を受けません。 (入金時と同じレートを受取時にも使用するため)		為替手数料のご負担はありません。	
〈一時払保険料〉 1ドル＝100円	〈契約日生存給付金〉 1ドル＝100円	〈一時払保険料〉 1ドルあたり TTM+50銭	〈契約日生存給付金〉 1ドルあたり TTM+50銭
			

契約日生存給付金以外の生存給付金			
為替レートの変動の影響を受けます。		為替手数料のご負担があります。	
〈一時払保険料〉 1ドル＝100円	〈生存給付金〉 1ドル＝105円 円安 1ドル＝95円 円高	〈一時払保険料〉 1ドルあたり TTM+50銭	〈生存給付金〉 1ドルあたり TTM-50銭
			
入金時から受取時までの 為替レートの変動の影響を受け、 受取額は増える場合もあり、 減る場合もあります。		円を指定通貨に、指定通貨を円に、 両替するための為替手数料を 入金時と受取時に ご負担いただきます。	

※上記のイメージ図は円入金・円受取の場合の例です。
※図の大きさは実際の金額を示すものではありません。

6 契約者代理制度

契約者が、認知症などにより、日本生命所定のお手続きを行うことができない場合に、あらかじめ指定した契約者代理人が契約者に代わってお手続きを行うことができる制度です。当制度を利用する場合、保険契約者代理特約の付加および契約内容案内サービス規程への同意が必要です。
※特約のみの付加、サービスのみ利用はできません。

保険契約者代理特約

契約者が、認知症などにより、日本生命所定のお手続きを行うことができない場合に、あらかじめ指定した契約者代理人が契約者に代わってお手続きを行うことができる特約です。
※ご契約時または保険期間中に付加することができます。
ただし、お申し出いただいたときに、日本生命が取扱っている場合に限りです。
※契約者代理人が不要となった場合は、契約者によるお申し出により解約することができます。
また、契約者が死亡されたときなどには、この特約は消滅します。
※契約者代理人の指定範囲についてはP.31をご確認ください。
※この特約を付加する際に、契約者から契約者代理人に、契約内容や契約者代理人が代理できるお手続きの内容などをご説明ください。

代理対象手続きを行える場合	・代理対象手続きを行う意思表示が困難であると日本生命が認めた場合 ・その他代理対象手続きを行えない特別な事情があると日本生命が認めた場合
代理対象手続き	契約者代理人が行うことができるお手続きは、以下のとおりです。 ・契約者が行うことができる手続き ・契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における保険金等の受取人が行うことができる手続き ・日本生命所定の特約の付加等の申出 ただし、次のお手続きは行うことができません。 ・保険金等の受取人の変更 ・契約者の変更 ・契約者代理人の変更指定 ・指定代理請求人の指定または変更指定 ・指定代理請求人が代理することができる手続き

＜代理対象手続きを行うにあたっての留意点＞

- 契約者代理人としてお手続きできない場合があります。
詳しくは「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。
- 契約者代理人がお手続きを行う場合、お手続きの都度、契約者の意思能力の確認を行います。
- 契約者代理人がお手続きを行う場合、保険金等の受取人の同意等が必要になることがあります。
- 解約払戻金を契約者代理人口座で受取った場合も、解約払戻金は契約者の一時所得等となります。
- 解約払戻金を契約者代理人口座で受取る場合は、原則、対象の契約が以下を満たしている必要があります。

代理対象手続き	判定基準	金額基準
解約	基本保険金額	10万米ドル・14万豪ドル以下

※上記の取扱条件は2024年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

契約内容案内サービス規程

保険契約者代理特約を付加する場合、当規程への同意が必要です。
当規程に同意いただいた場合、日本生命より契約者代理人に以下のサービスを実施します。
※サービスの内容は将来変更または終了になる場合があります。
● 特約の付加時ならびに定期的に、日本生命より契約者代理人へ制度・契約の概要などを送付いたします。
● 契約者代理人は契約内容について日本生命にお問合せいただけます。
※一部お問合せ内容によっては、ご回答できない場合があります。

7 引受条件 (2024年4月現在)

一時払保険料	最低*1	3万米ドル (1米ドル単位)
		3万豪ドル (1豪ドル単位)
		300万円 (10万円単位)
	最高*2	7億円
保険料払込方法		一時払のみ (日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)
増額および減額		取扱いなし
保険期間と年齢範囲*3	10年	15～85歳
	15年	15～80歳
	20年	
	30年 (米ドルのみ)	15～75歳
被保険者		契約者本人
生存給付金受取人		契約者、契約者の配偶者または3親等内の親族*4 (契約日生存給付金を受取る場合は、契約者の配偶者または3親等内の親族)
死亡保険金受取人		契約者の配偶者または3親等内の親族
配当金		なし
指定代理請求人		契約者は、あらかじめ指定代理請求人を1名指定できます。
代理請求できる場合		被保険者と生存給付金受取人が同一人である場合で、 生存給付金受取人が生存給付金を請求できない事情があると 日本生命が認めたとき
指定代理請求人の範囲		(1)被保険者と次の関係にある人 (ア)戸籍上の配偶者 (イ)直系血族 (ウ)兄弟姉妹 (エ)同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (2)上記の他、被保険者と次の関係にある人で、日本生命が認めた人 (オ)同居または生計を一にしている人 (カ)財産管理を行っている人 (キ)死亡保険金受取人 (ク)上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人 なお、請求時においても、この範囲内であることを要します。
契約者代理人		契約者は日本生命の同意を得て、契約者代理人を1名指定できます。
契約者代理人の範囲		(1)契約者と次の関係にある人 (ア)戸籍上の配偶者 (イ)直系血族 (ウ)兄弟姉妹 (エ)同居または生計を一にしている契約者の3親等内の親族 (2)上記の他、契約者と次の関係にある人で、日本生命が認めた人 (オ)同居または生計を一にしている人 (カ)財産管理を行っている人 (キ)死亡保険金受取人 (ク)上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人 なお、代理対象手続きを行う時においても、この範囲内であることを要します。

円建目標生存給付金額指定特約を付加している場合

円建目標生存給付金額の 設定範囲	●円入金特約付加の場合 円払込金額÷生存給付金支払回数×20～130% ●円入金特約未付加の場合 基本生存給付金額×着金日*5*6の為替レート ×20～130%*7
円建目標生存給付金額の変更	随時取扱います。

- *1 払込通貨で判定
- *2 一時払保険料を判定用の為替レートで円に換算して判定
他に被保険者を同一とするニッセイ積立利率変動型一時払終身保険、
ニッセイ予定利率変動型一時払通増終身保険、ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険、
ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険、ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険(定率のみ型)の
ご契約がある場合は、それらを合算して判定
- *3 契約者の契約日における満年齢
- *4 円建目標生存給付金額指定特約を付加していない場合、
生存給付金受取人は契約者本人のみ指定可能
- *5 一時払保険料相当額を日本生命が受取った日(責任開始の日)
- *6 上記の適用日の為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日
- *7 申込時点の設定可能範囲については、提案書をご確認ください。
- ※上記内容は将来変更される場合があります。

8 運用実績連動部分の概要

運用実績連動部分は、特別勘定で運用されます。
特別勘定は、投資信託を介して金融派生商品の取引を行うことで、
実質的に投資対象の運用実績が反映されるしくみとなっております。
投資戦略としては、株式市場が好調なときは株式ポートフォリオで積極的な運用を行い、
株式市場が不調なときは資産分散ポートフォリオで分散投資を行います。
2つのポートフォリオの実質的な投資対象は以下のとおりです。

実質的な投資対象			株式ポートフォリオ	資産分散ポートフォリオ
国内株式	日本株式先物		○	○
	米国株式先物		○	○
外国株式	ユーロ圏株式先物		○	○
	香港株式先物		-	○
国内債券	日本10年国債先物		-	○
外国債券	円ヘッジあり	米国10年国債先物 (円ヘッジあり)	-	○
		ドイツ10年国債先物 (円ヘッジあり)	-	○
		英国10年国債先物 (円ヘッジあり)	-	○
		豪州10年国債先物 (円ヘッジあり)	-	○
	円ヘッジなし	米国10年国債先物 (円ヘッジなし)	-	○
		ドイツ10年国債先物 (円ヘッジなし)	-	○
		英国10年国債先物 (円ヘッジなし)	-	○
		豪州10年国債先物 (円ヘッジなし)	-	○

※法令や規制方針の変更等により、投資対象を変更する可能性があります。
特別勘定資産の評価方法は、投資信託を含む有価証券等については時価評価し、
それ以外の資産については原価法によるものとします。ただし、資産評価の方法については、
今後変更することがあります。
その他運用実績連動部分の詳細については、 **特別勘定のしおり** をご確認ください。

9 リスク

この保険には、リスクがあります。P.35-36・P.38をご確認ください。

10 諸費用

この保険は、お客さまにご負担いただく諸費用があります。P.37-38をご確認ください。

注意喚起情報

- この注意喚起情報は、ご契約のお申込みに際し、特にご注意ください事項です。
- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
 - お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は

 **ご契約のしおり一約款** をご確認ください。

また、運用実績連動部分の詳細については、 **特別勘定のしおり** をご確認ください。

	記載 ページ
引受保険会社の名称および住所	 P.35
苦情・相談・請求等のお問合せ先	 P.35
① リスク	 P.35
② 諸費用	 P.37
③ 責任開始の日・契約日・特別勘定への繰入日	 P.39
④ 死亡保険金等のご請求	 P.39
⑤ 死亡保険金等をお支払いできない場合	 P.40
⑥ 解約払戻金	 P.40
⑦ 特別勘定の廃止または統合	 P.40
⑧ 税金の取扱い（2024年2月現在）	 P.41
⑨ 現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約のお申込みをする場合	 P.43
⑩ クーリング・オフ制度	 P.43
⑪ 無配当保険の特徴	 P.44
⑫ 生命保険会社が経営破綻した場合等	 P.44



※一時払保険料は基本保険金額と同額となります。（入金通貨と指定通貨が異なる場合、払込金額を指定通貨に換算して基本保険金額と定め、同額の一時払保険料の払込みがあったものとして取扱います。）
このため、一部の記載について「基本保険金額」を「一時払保険料」と記載しています。

※当冊子では、「契約日生存給付金に関する特則」を「契約日贈与特則」と記載しています。

引受保険会社の名称および住所

引受保険会社 日本生命保険相互会社

〒541-8501 大阪府大阪市中央区今橋3-5-12
https://www.nissay.co.jp

苦情・相談・請求等のお問合せ先

日本生命の相談窓口

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
ニッセイダイレクト事務センター
0120-375-621 (通話料無料)
受付時間: 月～金曜日9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く)

指定紛争解決機関

この保険にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
生命保険協会の生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情を受け付けております。
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>
なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても問題が解決しない場合、生命保険相談所内に設置された裁定審査会を利用できます。

1 リスク

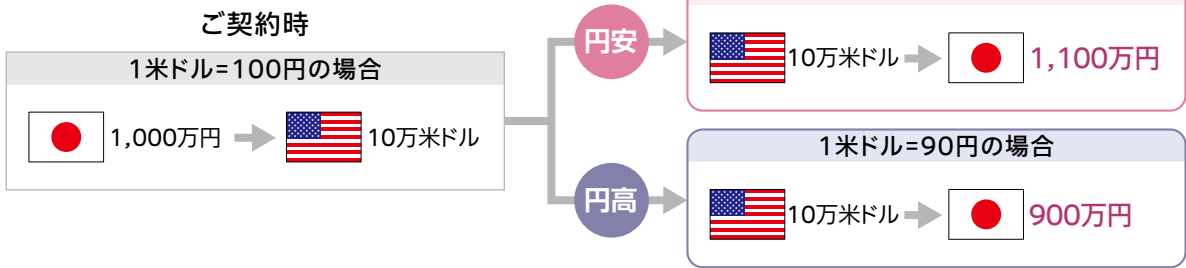
この保険には、次のようなリスクがあり、損失が生じる可能性がありますので、必ずご確認ください。

➡ P.53-54「よくあるご質問集」もあわせてご確認ください。

(1) 為替変動リスク

生存給付金・死亡保険金・解約払戻金等は為替レートの変動の影響を受けます。
- 為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、保険金等を円に換算した額が少なくなることがあります。
- 生存給付金・死亡保険金・解約払戻金等を円に換算した額の合計が、円払込金額または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した金額を下回ることがあります。

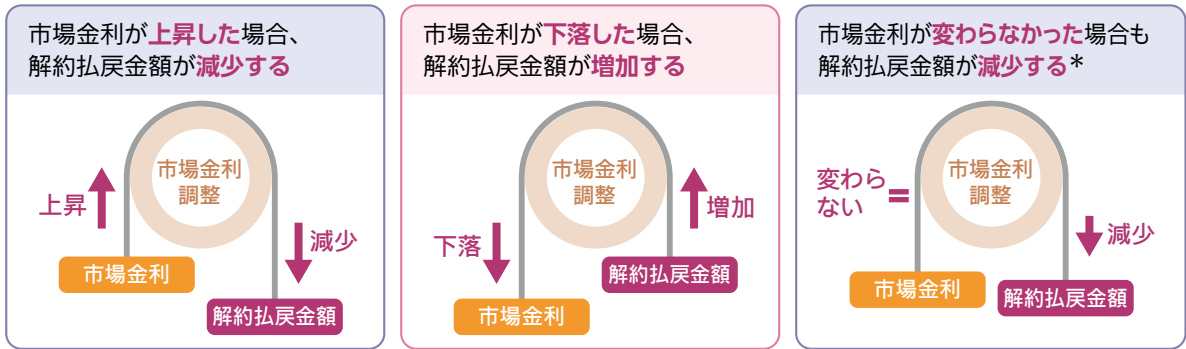
為替変動リスクの例(米ドル建の場合)



(2) 金利変動リスク

解約払戻金は市場金利調整により、国債の流通利回りの変動の影響を受けます。
- 解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計が一時払保険料を下回ることがあります。
定率部分は債券等への投資によって積立金額をふやすしくみとなっております。債券は金利が上昇すると時価が減少します。解約払戻金の計算には、この債券の時価変動を反映させるため、市場金利調整を導入しています。
※ご契約後に市場金利が上昇したため、相対的に利回りの高い他の金融商品を求めて当保険を解約する場合に、市場金利の上昇により解約払戻金が減少している等のケースが想定されます。

市場金利の影響のイメージ



※契約日や解約払戻金計算基準日における基準利率を「市場金利」として説明しています。
※債券を売却するための費用等をふまえ差引いた率「0.1%」により、小さくなります。
P.26-27「4. 解約払戻金」をあわせてご確認ください。

(3) 特別勘定資産の価格変動リスク

運用実績連動部分の積立金額は特別勘定で運用されるため、保険金等は様々な投資対象の価格の変動の影響を受けます。
- 解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計が一時払保険料を下回ることがあります。
投資対象については、P.33をご確認ください。

(1)～(3)のリスクは複合的に発生する場合があります。
そのため、予期しない損失が生じる可能性があります。

例1	円安に進行し積立金の円換算額が増加していることを期待して解約したが、特別勘定資産が減少したため解約払戻金が減少し、損失が生じた。
例2	景気が好転し特別勘定資産が増加していることを期待して解約したが、景気好転により金利も上昇したため市場金利調整により解約払戻金が減少し、損失が生じた。
例3	円安に進行し積立金の円換算額が増加していることを期待して解約したが、景気好転により金利も上昇したため市場金利調整により解約払戻金が減少し、損失が生じた。

2 諸費用

ご契約に際して、お客さまにご負担いただく諸費用は以下のとおりです。

なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

➡ P.53-54「よくあるご質問集」もあわせてご確認ください。

①定率部分にかかる費用

ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨で最低保証するために必要な費用等(保険契約関係費)を、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

②運用実績連動部分にかかる費用

項目			費用
保険契約関係費 〔ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに 死亡保険金を最低保証するための費用〕			特別勘定資産の総額に対して 年率1.85%
資産運用関係費	投資信託の信託報酬		投資信託の純資産総額に対して 年率0.22%(税込)
	金融派生 商品の取引に かかる費用	助言報酬ならびに レバレッジ取引等に かかる費用	実際の運用金額に対して 年率3.410%以内
		その他取引費用等	費用の発生前に金額や割合を 確定することが困難であるため、 表示できません。
	監査費用		投資信託の純資産総額に対して 年率0.011%(税込)以内
	信託事務の諸費用		費用の発生前に金額や割合を 確定することが困難であるため、 表示できません。

③通貨の換算に関する費用

	1通貨あたりの為替手数料
円を指定通貨に換算するとき	50銭
指定通貨を円に換算するとき	
外貨入金特約を付加し、 払込通貨から指定通貨に換算するとき	払込通貨から円に換算するときに25銭、 さらに円から指定通貨に換算するときに25銭

この為替手数料を加味した、通貨の換算に使用する為替レートについては、P.28をご確認ください。

➡ 次ページへ続く

④解約をした場合の費用

●解約控除

保険期間中に解約した場合にかかる費用であり、解約払戻金額を計算する際、一時払保険料*に経過年数別の解約控除率(下表)を乗じた金額を控除します。

保険期間10年、15年、20年、30年

経過年数	0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満
解約控除率	4.0%	3.2%	2.6%	2.0%	1.4%	1.0%	0.6%	0.4%	0.2%

※経過年数9年以上の場合、解約控除はかかりません。

*契約日贈与特則を適用した場合、「一時払保険料－基本生存給付金額」となります。

その他、取扱金融機関によって、別途送金手数料や引出し手数料等の諸手数料がかかる場合があります。詳しくは取扱金融機関の窓口にお問合せください。



短期間で解約すると、受取額が小さくなり、損失が生じる可能性が高まります。

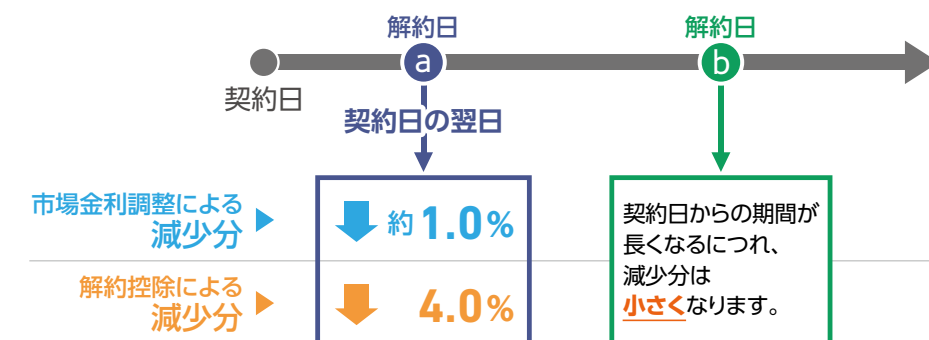
市場金利が変わらない場合、契約日から解約日までの期間が短い **a** の方が、解約日までの期間が長い **b** より市場金利調整・解約控除による減少額が大きくなり、受取額は小さくなります。

また、**市場金利が契約日よりも上がった場合は、さらに受取額が小さくなります。**

➡ 詳細は P.26-27・P.35-38 をご確認ください。

減少割合の例

●保険期間20年で、契約日と解約日の市場金利が変わらない場合



※契約日や解約払戻金計算基準日における基準利率を「市場金利」として説明しています。
※市場金利・為替・特別勘定の運用実績の影響により、指定通貨・円での受取額は変動します。
詳細については、「例表」または「提案書」をご確認ください。

③ 責任開始の日・契約日・特別勘定への繰入日

責任開始の日

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、一時払保険料のお払込みが完了した日（日本生命指定の金融機関に着金した日）が契約上の責任開始の日となります。
募集代理店および募集代理店の取扱担当者（生命保険募集人）は、
契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がありません。
なお、この保険の契約日および特別勘定への繰入日は責任開始の日とは異なります。

契約日

契約日は以下のいずれか遅い日の翌日となります。
なお、以下のいずれか遅い日が日本生命の休業日である場合は、
直後の営業日の翌日となります。
①一時払保険料のお払込みが完了した日
②日本生命がご契約のお申込みを承諾した日
③契約の申込日から、その日を含めて8日目

特別勘定への繰入日

契約日に特別勘定への繰入れを行い、その翌日から運用を開始します。

④ 死亡保険金等のご請求

- 死亡保険金等のお支払事由に該当した際は
すみやかに日本生命のお問合せ窓口までご連絡ください。
なお、お手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができない可能性がありますので、
契約者の住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 生存給付金に関して指定代理請求人を指定されている場合は、
お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。
- 生存給付金受取人や死亡保険金受取人の変更等、ご契約内容を変更する場合も
すみやかに日本生命のお問合せ窓口までご連絡ください。
- 生存給付金のお支払い後、生存給付金の支払事由発生日より前に被保険者が
死亡していたことが判明した場合、死亡保険金額からその支払われた生存給付金額を
差引いてお支払いすることがあります。

⑤ 死亡保険金等をお支払いできない場合

死亡保険金等をお支払いできない場合があります。代表的なものは次のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
- 死亡保険金の免責事由に該当した場合
 - 責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺
 - 契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者または
死亡保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると
認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合

⑥ 解約払戻金

解約払戻金の計算方法や解約控除については、P.26-27・P.38、
各種リスクについては、P.35-36をご確認ください。
外貨建生命保険・市場金利調整のしくみについては、P.53-54もあわせてご確認ください。
なお、解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計は一時払保険料を下回ることがあり、
損失が生じる可能性があります。

⑦ 特別勘定の廃止または統合

- 関係法令等の改正、特別勘定資産の減少、資産の運用の対象となる市場の変化、その他これに準じる
事態が発生し、この特別勘定の資産運用が困難な状況となると認めた場合あるいは投資信託が
償還され運用対象として存続しなくなったとき等には、特別勘定を廃止または2つ以上の特別勘定を
統合することがあります。特別勘定を廃止する場合、積立金を移転します。
- 特別勘定の廃止または統合を行う際は、その日の1カ月前までに契約者にお知らせします。
- 特別勘定の廃止に伴う積立金の移転を行う際は、その廃止日の1カ月前までに契約者に
お知らせします。
- 特別勘定に関するその他詳細については、 **特別勘定のしおり** をご確認ください。

⑧ 税金の取扱い (2024年2月現在)

以下の内容は、2024年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。
また、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等にかかる税金については、
実際にお支払事由等が発生した時点の税法の取扱いによります。

※個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。
※所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご注意ください。

ご契約時

一時払保険料は、お申込みいただいた年の一般生命保険料控除の対象です。
(他の保険料控除の対象とはなりません。)
ただし、契約者が納税者本人であり、保険金等の受取人が
自己または配偶者その他の親族である契約が対象となります。

保険期間中

<生存給付金の受取りに際してかかる税金>

ご契約内容	税の種類
契約者と受取人が同一人の場合	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と受取人が異なる場合	贈与税 ※ただし、満了時に契約者が受取った金額には所得税(雑所得) + 住民税

雑所得

雑所得の課税対象額 = その年にお受取りいただいた生存給付金額 - 必要経費

● 必要経費 = 第1回の生存給付金額 * 1 × 必要経費割合 * 2

● 必要経費割合 * 2 =
$$\left[\frac{\text{一時払保険料} * 3}{\text{第1回の生存給付金額} * 1 \times \text{生存給付金支払回数}} \right]$$

* 1 指定通貨でお受取りいただいた場合は、
生存給付金額を第1回の生存給付金の支払事由発生日における為替レートにより
円に換算した金額、円によりお受取りいただいた場合は、円による受取金額となります。

* 2 小数で算出し、小数点第3位以下を切上げとなります。

* 3 指定通貨による入金の場合は、一時払保険料を着金日の為替レートで円に換算した金額、
円入金特約を付加した場合は円払込金額、また、外貨入金特約を付加した場合は、
払込金額を着金日の為替レートで円に換算した金額となります。

贈与税

暦年課税と相続時精算課税で取扱いが異なります。

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	制限なし	贈与の年の1月1日において60歳以上の親または祖父母
受贈者	制限なし	贈与の年の1月1日において18歳以上の子または孫
選択変更	相続時精算課税への変更可能	一度選択すると暦年課税へは 変更不可
控除額	受贈者ごとに年間110万円 (基礎控除)	・受贈者ごとに年間110万円(基礎控除) ・特定贈与者ごとに累計2,500万円(特別控除)
税率	10~55%	一律20%

以下の場合、贈与した生存給付金が相続税の課税価格に加算されます。

● 契約者からの贈与について、生存給付金受取人が相続時精算課税を選択していた場合
(相続発生時には、基礎控除を差引いた相続時精算課税選択後の贈与財産の累計を
相続税の課税価格に加算します。なお、この制度で納付した贈与税 * 4 は相続税から控除できます。)

● 生存給付金受取人が暦年課税により、相続開始前一定の期間内 * 5 に
生存給付金の贈与を受けた場合

* 4 毎年の贈与金額から、110万円の基礎控除を差引いた金額の累計のうち、
2,500万円の特別控除を超えた額に対して20%の贈与税がかかります。

* 5 相続税の課税価格への加算期間は、2027年1月以降、
相続開始前3年から段階的に延長され、2031年1月以降に7年となります。
ただし、相続開始前3年超7年以内に受けた贈与については、総額100万円まで
相続税の課税価格に加算しません。

相続税の課税価格への加算期間の延長(イメージ)

2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年
		相続開始					
			相続開始				
				相続開始			
					相続開始		
						相続開始	
							相続開始

➡ 暦年課税の計算方法については、P.51 をあわせてご確認ください。

<解約払戻金の受取りに際してかかる税金>

契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
源泉分離課税	所得税(一時所得) + 住民税

※一時所得の課税対象額 =

{ (解約払戻金) + (配当金 * 6) - (一時払保険料 * 7) - (特別控除額50万円) } × 1 / 2

特別控除額50万円は各々のご契約の解約払戻金額に対してではなく、
年間の一時所得合計額に対しての控除です。

* 6 当保険には配当金はありません。

* 7 生存給付金の受取りがあった場合は、一時払保険料から、既に受取った生存給付金に対する
必要経費合計額が差引かれます。

<死亡保険金の受取りに際してかかる税金>

税の種類
相続税



ご注意

相続人でない孫等が死亡保険金を受取った場合、死亡保険金の非課税額を活用できないことに
加え、相続税が2割加算されます。また、死亡保険金と生存給付金を同一人が受取った場合、相続
開始前一定期間以内 * 5 に受取った生存給付金は相続税の課税対象となります。

<外貨建保険の税法上の取扱い>

この保険の外貨建の保険料や生存給付金等の授受にかかる税法上の取扱いはいは

円建の生命保険契約と同じです。

次の基準により外貨を円換算したうえで、円建の生命保険契約と同様に取扱います。

科目	為替レート適用日 * 8	適用為替レート
保険料	日本生命が保険料を受領する日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM) * 9
生存給付金	契約応当日 (最終の支払時は保険期間満了の日)	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
解約払戻金	解約払戻金計算基準日	【源泉分離課税となる場合】 最終対顧客電信買相場(TTB) 【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
死亡保険金	被保険者が死亡した日	最終対顧客電信買相場(TTB)

* 8 上記の適用日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場によります。

* 9 外貨入金特約を付加した場合、払込通貨の最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)となります。

※円での保険料や生存給付金等の授受においては、円での金額を基準とします。

9 現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合

- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 解約・減額したご契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額した場合は、解約・減額をしなかった場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 現在のご契約と同一保険料でも、新しいご契約の死亡保険金額等が少なくなる場合があります。
- 詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
- 新しいご契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等には、死亡保険金をお支払いできない場合があります。

10 クーリング・オフ制度

ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額をお返しいたします。

＜申出方法(書面の場合)＞

- クーリング・オフ制度は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。
- 郵便により、上記期間内(8日以内の消印有効)に、以下の事項を記載した書面をニッセイダイレクト事務センターまで送付ください。

記載事項 ※黒ボールペンでご記入ください。

- | | |
|---|---|
| <div>1 申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思(理由の記載は任意)</div> <div>2 申込番号</div> <div>3 一時払保険料の金額
(円入金特約を付加した場合は円払込金額、
外貨入金特約を付加した場合は払込通貨での払込金額)</div> <div>4 取扱金融機関名・支店名(または、支社・営業部名、募集代理店名)</div> <div>5 返金先口座(銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人)</div> <div>6 書面作成日</div> <div>7 申込者または契約者の住所・電話番号</div> <div>8 申込者または契約者のお名前(自署)</div> | <div>日本生命保険相互会社 行</div> <div>1 私は保険契約の申込みの撤回を行います。
(理由)○○○○○○○</div> <div>2 申込番号 ××××××××××××</div> <div>3 円 払 込 金 額 ×,×××,×××円</div> <div>4 取扱金融機関 ○○銀行 ○○支店</div> <div>5 返 金 先 口 座 ○○銀行 ○○支店
普通××××××××
口座名義人 ○○○○</div> <div>6 20××年××月××日</div> <div>7 住所 ○○県○○市○○町×丁目
×番地×号
電話番号 ××××-××-××××</div> <div>8 お名前 日生 太郎</div> |
|---|---|

郵送先

〒113-8661
東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
日本生命保険相互会社 ニッセイダイレクト事務センター(クーリング・オフ担当)

＜申出方法(電磁的記録の場合)＞

- 日本生命では、電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、日本生命ホームページ(<https://www.nissay.co.jp>)をご案内しています。
- 日本生命ホームページから期間内(8日以内)にお申し出ください。
- 日本生命ホームページに記載の手順に沿って必要事項を入力してください。

＜外貨建保険のクーリング・オフについて＞

- クーリング・オフが適用された場合にお返しする通貨は、日本生命に保険料としてお申込みいただいた通貨となります。
- 円入金特約の付加有無により、クーリング・オフにともないお返しする通貨が異なります。(円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります。)

	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフにともないお返しする通貨
円入金特約を付加する場合	円貨	円貨
円入金特約を付加しない場合	外貨*1	<u>外貨*2</u>

*1 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、金融機関代理店等所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から日本生命指定の金融機関口座へ送金を行うための、金融機関代理店等所定の手数料が発生することがあります。

*2 外貨で日本生命にお払込みをいただいた金額と同額をお返しいたします。ただし、当初の資金が円貨の場合(金融機関代理店等で外貨に両替し、お払込みをいただいた場合)、外貨でのお返しとなるため、返金時の為替レートによっては、以下により、お返しする金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。

- ①円貨から外貨への両替にかかる金融機関代理店等所定の手数料
- ②外貨から円貨への両替にかかる金融機関代理店等所定の手数料
- ③為替差損(益)

11 無配当保険の特徴

この保険には、配当金はありません。また、この保険の契約者は、日本生命の運営に参加する社員とはなりません。

- 日本生命は相互会社です。相互会社は、剰余金の分配のない保険契約を除き、契約者が契約の当事者となると同時に社員(構成員)として会社の運営に参加するというものです。
- この保険は、剰余金の分配のない無配当保険ですので、定款の規定*によりこの保険の契約者は日本生命の社員とはなりません。
- この保険の契約者は、死亡保険金等の請求権等保険約款に定める保険契約に関する権利はありますが、総代の選出に関する権利、総代会の開催を要求する権利等の社員の権利はありません。なお、契約者の主な義務として、保険約款にもとづく保険料の払込義務等があります。

*定款第6条第1項: 当会社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。

12 生命保険会社が経営破綻した場合等

保険会社の業務または財産の状況の変化により、死亡保険金額、生存給付金額等が削減されることがあります。

日本生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、死亡保険金額、生存給付金額等が削減されることがあります。

受取額シミュレーション 円で目標設定 タイプ

過去の実際の市場環境にもとづき、受取額を計算しました。



米ドル

当シミュレーションは、以下の各月末から運用を開始し、各保険期間で運用したと仮定して作成

1 保険期間10年：1999年12月末～2013年8月末 2 保険期間15年：1994年12月末～2008年8月末

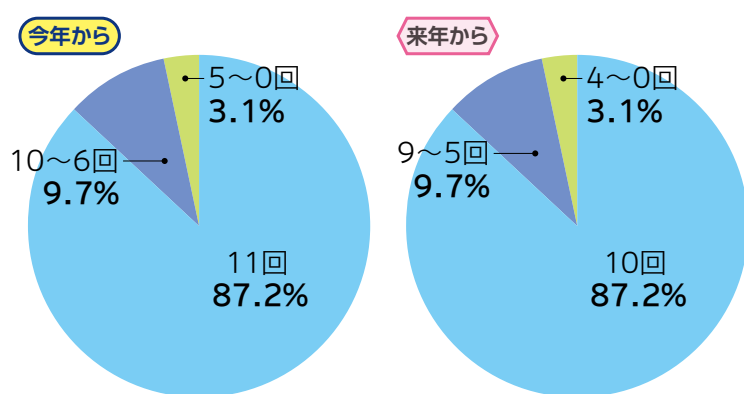
前提
条件

- ケース数：1 2 165 ●積立利率*1：1 3.02% 2 3.00%
- 運用実績連動部分への配分比率*1：1 今年から 13.44% 来年から 14.79% 2 今年から 19.14% 来年から 20.41%
- 定率部分への配分比率*1：1 今年から 86.56% 来年から 85.21% 2 今年から 80.86% 来年から 79.59%
- *1 金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があったとみなし、計算しています。
- 為替レート：契約時 TTM+50銭/支払時 TTM-50銭 ●各ポートフォリオの投資割合：2023年8月時点（全ケース固定）
- 費用：運用実績連動部分にかかる保険契約関係費・資産運用関係費を控除 ●円入金特約を付加 ●目標準備金の利息は省略
- 被保険者は保険期間満了時まで生存
- ※記載の数値は所定的方式で端数処理を実施、また受取時の課税前の数値で表記

- 1 今年から 保険期間10年/円払込金額1,210万円*2/円受取の目標額110万円/11回受取り
来年から 保険期間10年/円払込金額1,100万円/円受取の目標額110万円/10回受取り

		今年から	来年から
総受取額*3	平均	1,740万円	1,630万円
	最高	2,710万円	2,600万円
	最低	1,070万円	960万円
総受取額*3が円払込金額を超過したケース		165ケース中145ケース	165ケース中145ケース
割合		87.8%	87.8%

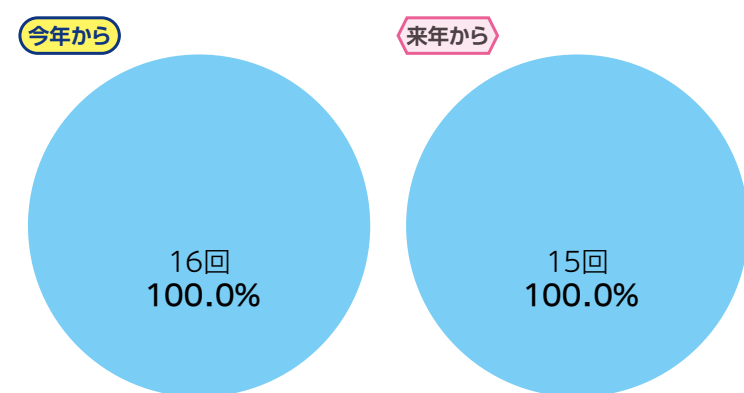
目標額どおり受取れたケース



- 2 今年から 保険期間15年/円払込金額1,760万円*2/円受取の目標額110万円/16回受取り
来年から 保険期間15年/円払込金額1,650万円/円受取の目標額110万円/15回受取り

		今年から	来年から
総受取額*3	平均	4,590万円	4,480万円
	最高	12,090万円	11,980万円
	最低	1,780万円	1,680万円
総受取額*3が円払込金額を超過したケース		165ケース中165ケース	165ケース中165ケース
割合		100.0%	100.0%

目標額どおり受取れたケース



豪ドル

当シミュレーションは、以下の各月末から運用を開始し、各保険期間で運用したと仮定して作成

1 保険期間10年：1999年12月末～2013年8月末 2 保険期間15年：1994年12月末～2008年8月末

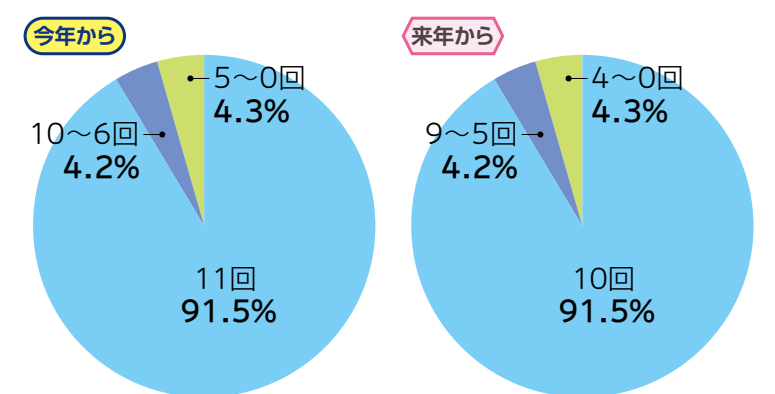
前提
条件

- ケース数：1 2 165 ●積立利率*1：1 2.61% 2 2.71%
- 運用実績連動部分への配分比率*1：1 今年から 11.80% 来年から 12.98% 2 今年から 17.55% 来年から 18.72%
- 定率部分への配分比率*1：1 今年から 88.20% 来年から 87.02% 2 今年から 82.45% 来年から 81.28%
- *1 金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があったとみなし、計算しています。
- 為替レート：契約時 TTM+50銭/支払時 TTM-50銭 ●各ポートフォリオの投資割合：2023年8月時点（全ケース固定）
- 費用：運用実績連動部分にかかる保険契約関係費・資産運用関係費を控除 ●円入金特約を付加 ●目標準備金の利息は省略
- 被保険者は保険期間満了時まで生存
- ※記載の数値は所定的方式で端数処理を実施、また受取時の課税前の数値で表記

- 1 今年から 保険期間10年/円払込金額1,210万円*2/円受取の目標額110万円/11回受取り
来年から 保険期間10年/円払込金額1,100万円/円受取の目標額110万円/10回受取り

		今年から	来年から
総受取額*3	平均	1,940万円	1,830万円
	最高	3,040万円	2,930万円
	最低	1,050万円	940万円
総受取額*3が円払込金額を超過したケース		165ケース中151ケース	165ケース中151ケース
割合		91.5%	91.5%

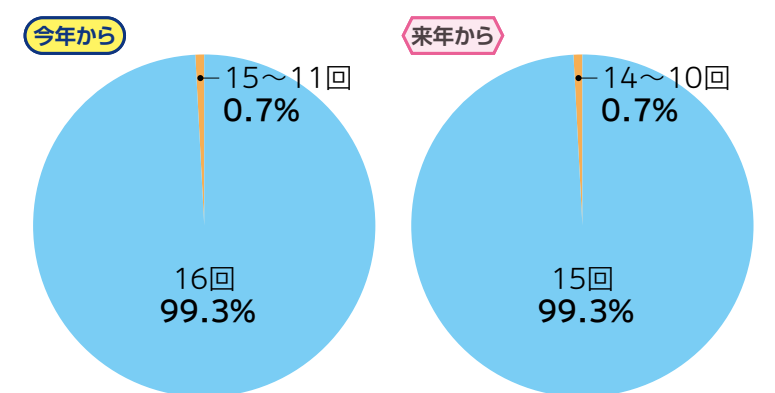
目標額どおり受取れたケース



- 2 今年から 保険期間15年/円払込金額1,760万円*2/円受取の目標額110万円/16回受取り
来年から 保険期間15年/円払込金額1,650万円/円受取の目標額110万円/15回受取り

		今年から	来年から
総受取額*3	平均	6,110万円	6,000万円
	最高	15,530万円	15,420万円
	最低	1,730万円	1,620万円
総受取額*3が円払込金額を超過したケース		165ケース中164ケース	165ケース中164ケース
割合		99.3%	99.3%

目標額どおり受取れたケース



ご確認にあたっての留意点

シミュレーションに使用したデータは P.50-51 をご確認ください。

■当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづいて、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものであり、実際の運用成果を表したものではありません。
また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

■当シミュレーションは、BNPパリバ証券株式会社からのデータをもとに、日本生命が作成しております。
■BNPパリバ証券株式会社は、当資料に掲載しているデータの正確性について保証するものではなく、また、当データを用いた、いかなるシミュレーションに対しても一切責任を負うものではありません。

■日本生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。



ご注意

「保険期間が短い」「円受取の目標額が高い」「保険期間中に円高に推移」の場合、毎年(1回目含む)の受取額が円で設定した目標額未満となる、または元本割れする可能性が高まります。

*2 「今年から」の場合は、運用開始前に契約日生存給付金をお支払いするため、

「来年から」より110万円多く入金しています。

*3 保険期間中の総受取額(生存給付金受取人と契約者の受取合計額)

受取額シミュレーション

そのまま受取 タイプ

(円での受取りを選択)

過去の実際の市場環境にもとづき、受取額を計算しました。



米ドル

当シミュレーションは、以下の各月末から運用を開始し、各保険期間で運用したと仮定して作成

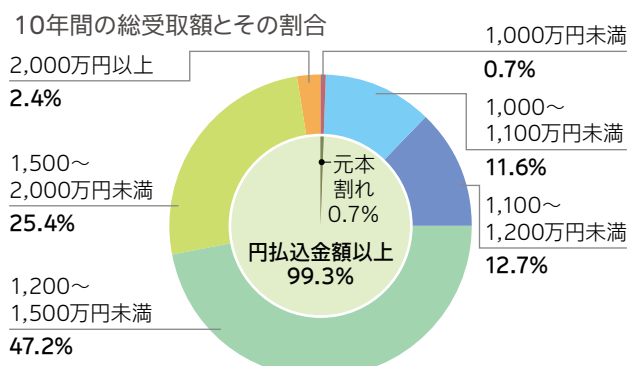
- 1 保険期間10年：1999年12月末～2013年8月末
2 保険期間15年：1994年12月末～2008年8月末
3 保険期間20年：1994年12月末～2003年8月末

前提
条件

- ケース数：1 2 165 3 105
- 積立利率*：1 3.02% 2 3.00% 3 2.93%
- 運用実績運動部分への配分比率*：1 14.79% 2 20.41% 3 25.13%
- 定率部分への配分比率*：1 85.21% 2 79.59% 3 74.87%
- *金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があったとみなし、計算しています。
- 為替レート：契約時 TTM+50銭/支払時 TTM-50銭
- 各ポートフォリオの投資割合：2023年8月時点(全ケース固定)
- 費用：運用実績運動部分にかかる保険契約関係費・資産運用関係費を控除
- 円入金特約を付加
- 被保険者は保険期間満了時まで生存
- ※記載の数値は所定的方式で端数処理を実施、また受取時の課税前の数値で表記

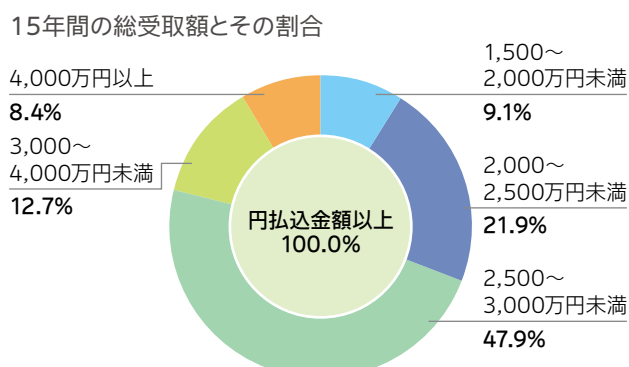
1 保険期間10年／円払込金額1,000万円

10年間の総受取額 (契約者の受取合計額)	平均	1,390万円
	最高	2,040万円
	最低	980万円
毎年の受取額	平均	130万円
	最高	260万円
	最低	70万円
10年間の総受取額が 円払込金額を超過したケース		165ケース中164ケース 割合 99.3%



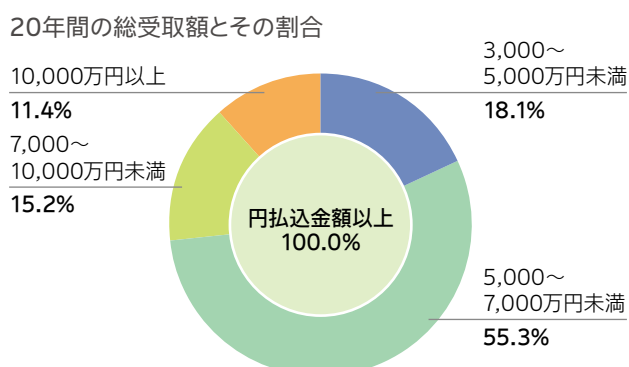
2 保険期間15年／円払込金額1,500万円

15年間の総受取額 (契約者の受取合計額)	平均	2,870万円
	最高	6,780万円
	最低	1,790万円
毎年の受取額	平均	190万円
	最高	960万円
	最低	70万円
15年間の総受取額が 円払込金額を超過したケース		165ケース中165ケース 割合 100.0%



3 保険期間20年／円払込金額2,000万円

20年間の総受取額 (契約者の受取合計額)	平均	6,800万円
	最高	16,320万円
	最低	4,450万円
毎年の受取額	平均	340万円
	最高	3,240万円
	最低	100万円
20年間の総受取額が 円払込金額を超過したケース		105ケース中105ケース 割合 100.0%



豪ドル

当シミュレーションは、以下の各月末から運用を開始し、各保険期間で運用したと仮定して作成

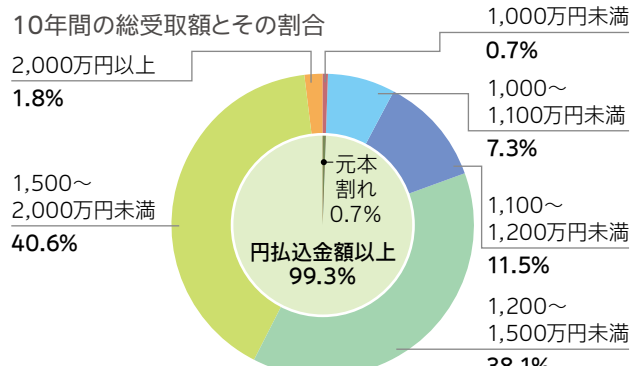
- 1 保険期間10年：1999年12月末～2013年8月末
2 保険期間15年：1994年12月末～2008年8月末
3 保険期間20年：1994年12月末～2003年8月末

前提
条件

- ケース数：1 2 165 3 105
- 積立利率*：1 2.61% 2 2.71% 3 2.77%
- 運用実績運動部分への配分比率*：1 12.98% 2 18.72% 3 24.01%
- 定率部分への配分比率*：1 87.02% 2 81.28% 3 75.99%
- *金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があったとみなし、計算しています。
- 為替レート：契約時 TTM+50銭/支払時 TTM-50銭
- 各ポートフォリオの投資割合：2023年8月時点(全ケース固定)
- 費用：運用実績運動部分にかかる保険契約関係費・資産運用関係費を控除
- 円入金特約を付加
- 被保険者は保険期間満了時まで生存
- ※記載の数値は所定的方式で端数処理を実施、また受取時の課税前の数値で表記

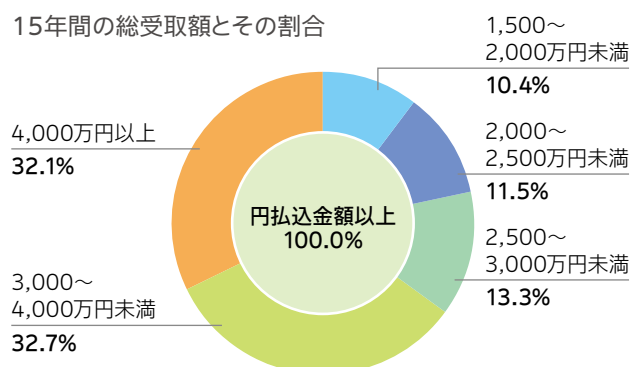
1 保険期間10年／円払込金額1,000万円

10年間の総受取額 (契約者の受取合計額)	平均	1,480万円
	最高	2,090万円
	最低	990万円
毎年の受取額	平均	140万円
	最高	310万円
	最低	60万円
10年間の総受取額が 円払込金額を超過したケース		165ケース中164ケース 割合 99.3%



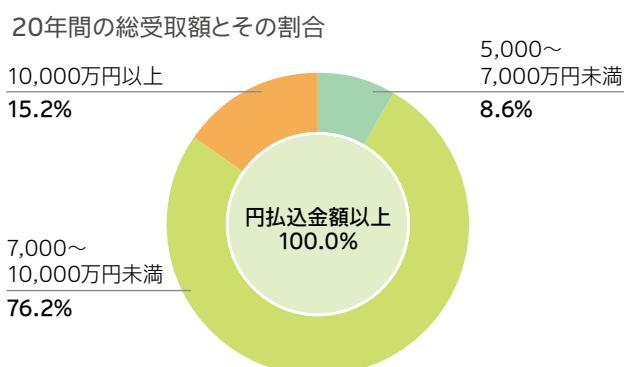
2 保険期間15年／円払込金額1,500万円

15年間の総受取額 (契約者の受取合計額)	平均	3,440万円
	最高	7,170万円
	最低	1,710万円
毎年の受取額	平均	220万円
	最高	1,180万円
	最低	60万円
15年間の総受取額が 円払込金額を超過したケース		165ケース中165ケース 割合 100.0%



3 保険期間20年／円払込金額2,000万円

20年間の総受取額 (契約者の受取合計額)	平均	9,110万円
	最高	20,880万円
	最低	5,840万円
毎年の受取額	平均	450万円
	最高	4,100万円
	最低	90万円
20年間の総受取額が 円払込金額を超過したケース		105ケース中105ケース 割合 100.0%



ご確認にあたっての留意点

■当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづいて、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものであり、実際の運用成果を表したものではありません。
また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

■当シミュレーションは、BNPパリバ証券株式会社からのデータをもとに、日本生命が作成しております。
■BNPパリバ証券株式会社は、当資料に掲載しているデータの正確性について保証するものではなく、また、当データを用いた、いかなるシミュレーションに対しても一切責任を負うものではありません。

■日本生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。



「保険期間が短い」あるいは「保険期間中に円高に推移」の場合、元本割れする可能性が高まります。

ご契約後に日本生命より郵送する書類

※記載の内容は2024年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

円 円で目標設定タイプ 受 そのまま受取タイプ

ご契約後

1 保険契約のお申込手続き完了のお知らせ (兼 初期暗証番号(仮パスワード)のお知らせ) 円 受

発送時期 成立日+2営業日後以降 送付先 契約者

インターネットサービスをご利用いただけるようにするため、仮パスワードでインターネットサービスにご登録ください。



2 保険証券等 円 受

発送時期 契約日の翌営業日以降 (通常、お申込みから2週間程度) 送付先 契約者

「生命保険料控除証明書」や「ユニット取引報告書」等を同封いたします。また、マイナンバー登録に関するご案内を別送いたします。



今年から わたす場合 円

● 契約日生存給付金お支払いのご案内

発送時期 成立日の翌営業日以降 送付先 生存給付金受取人



<契約者代理人を指定した場合> 円 受

● 「保険契約者代理人」の指定手続き完了のお知らせ／保険契約者代理人へのお知らせ

発送時期 契約日の翌営業日以降 (通常、お申込みから2週間程度) 送付先 契約者／契約者代理人

制度の内容や契約の概要などが記載された「保険契約者代理人へのお知らせ」は、契約1年後より年1回の契約応当日以降にも契約者代理人へ送付いたします。

保険 期間中

3 ご契約状況のお知らせ 円 受

発送時期 年4回 (毎年の契約応当日とその3カ月ごとの応当日以降) 送付先 契約者

作成時の積立金額や解約払戻金額等を記載しております。



4 生存給付金受取人設定状況のお知らせ 円

発送時期 毎年の契約応当日の3カ月前 送付先 契約者

生存給付金受取人や円建目標生存給付金額等の変更がない場合、お手続きの必要はありません。

※「ご契約状況のお知らせ」に同封いたします。



5 生存給付金お支払いのご案内 円 受

発送時期 毎年の契約応当日の2カ月前 送付先 生存給付金受取人

生存給付金支払予定金額を記載しております。 ※生存給付金のお支払い後は、生存給付金受取人へお支払いの通知を送付いたします。受取口座等を変更しない場合、2回目以降のお手続きの必要はありません。



6 決算のお知らせ 円 受

発送時期 毎年7月末 送付先 契約者

特別勘定の運用実績等を記載しております。



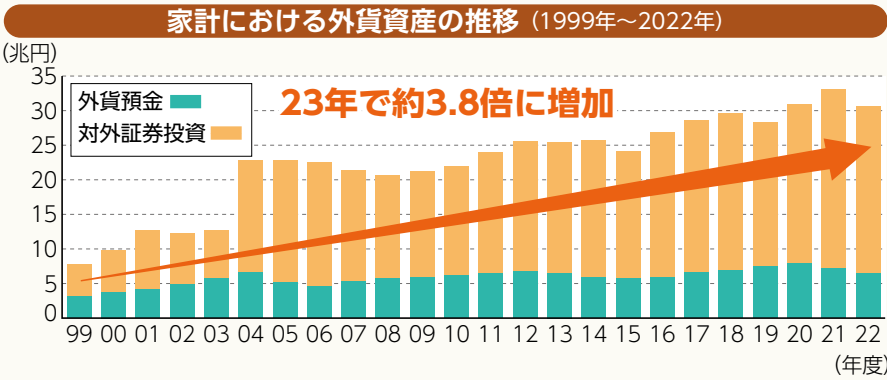
資料 外貨の魅力

外貨での運用は、特別なことではなくなりつつあります。

家計における外貨資産は、23年で約3.8倍に増加しています。

グローバル化が進む中、家計の外貨資産は徐々にふえ、外貨の保有は特別なことではなくなりつつあります。

出典：日本銀行ホームページ「資金循環」

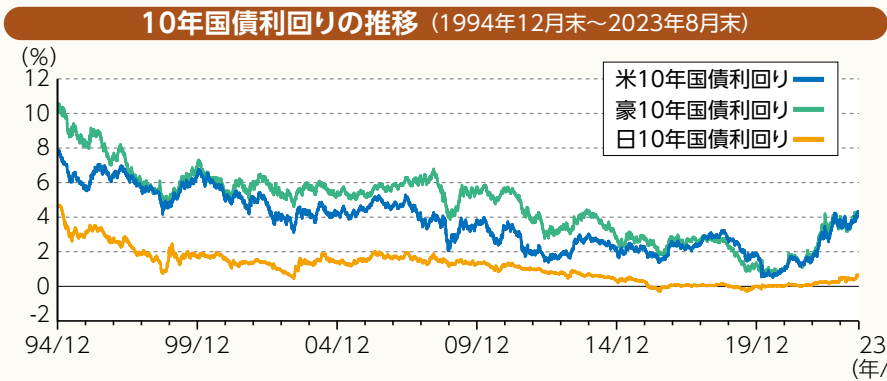


なぜ今、外貨なのでしょう？

日本では、長く低金利が続いています。

日本の金利は、低水準が続いているため、海外の金利が注目されています。

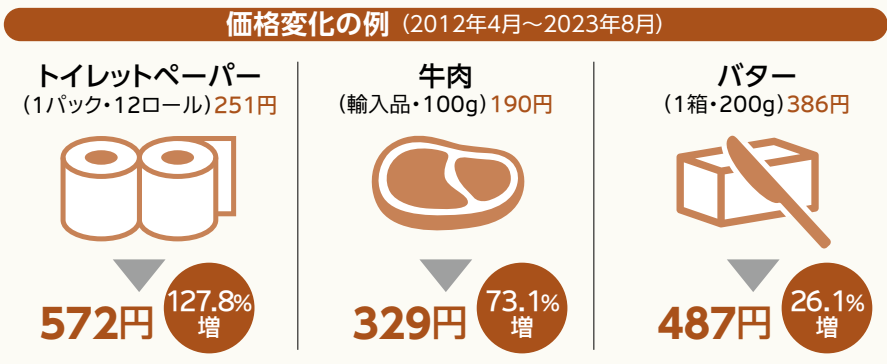
出典：各国中央銀行が公表している利回りをもとに日本生命が作成



様々な品が値上がりし、お金の価値の低下が心配です。

低金利が続く中でも、物価は上昇傾向にあります。物価が上がると、円資産のみでは、保有資産が実質的に目減りしてしまいます。

出典：総務省統計局「小売物価統計調査」(主要品目の東京都部小売価格) ※小数点第2位以下を切捨て



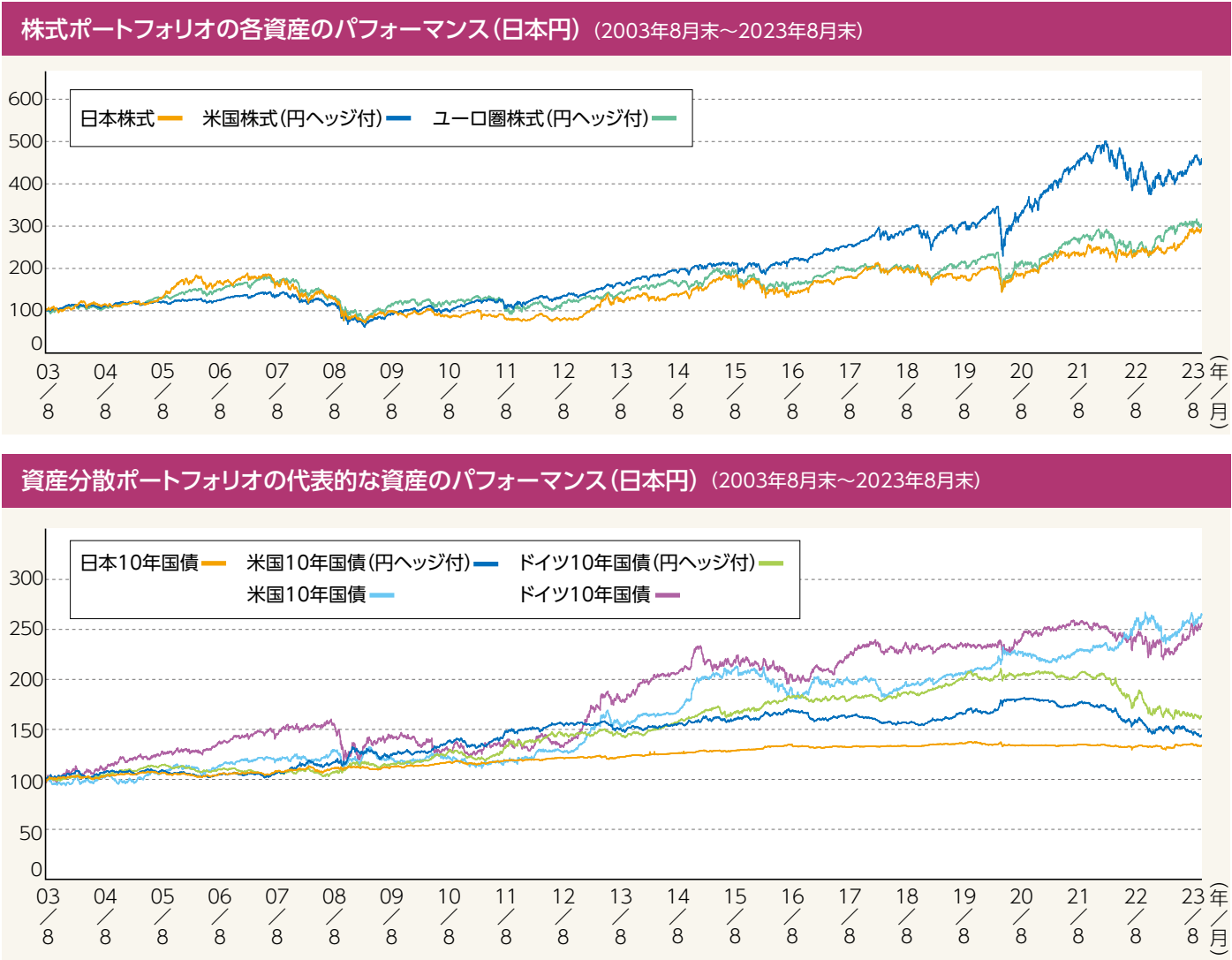
通貨の価値は、為替レートの変動により常に上下しています。

外国為替は、世界中で日々休みなく取引され、経済や政情等、様々な要因が複雑に交錯しながら、刻々と変化しています。それにともない、円の実質的な価値も常に変動しています。

出典：日本生命が指標として指定している金融機関の公示値をもとに作成



P.45-48「受取額シミュレーション」で使用した市場環境データ



贈与税(暦年課税)の計算方法

贈与税額 = $\left(\begin{array}{c} \text{1年間の受贈財産の} \\ \text{合計価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{基礎控除} \\ \text{110万円} \end{array} \right) \times \text{税率} - \text{控除額}$

基礎控除110万円までは非課税

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格		18歳以上の者が直系尊属*から贈与を受けた場合		左記以外の場合	
		税率	控除額	税率	控除額
200万円以下		10%	—	10%	—
200万円超	300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超	400万円以下	15%	10万円	20%	25万円
400万円超	600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
600万円超	1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超	1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超	3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超	4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超		55%	640万円	55%	400万円

*直系尊属とは、父母や祖父母、曾祖父母等、直接血がつながった上の世代のこと。
※税務に関する内容は、2024年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

円受取の目標額(円建目標生存給付金額)の設定可能範囲

以下の計算式で求められる金額の範囲で指定・変更いただけます。※1万円単位となるよう所定的方式で端数処理を実施

円で入金した場合 $\text{円払込金額} \div \text{生存給付金支払回数} \times 20 \sim 130\%$

早見表：円で入金の場合

〈契約日贈与特則を適用した場合〉

円払込金額	保険期間							
	10年		15年		20年		30年	
	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限
300万円	6万円	35万円	4万円	23万円	3万円	18万円	2万円	11万円
500万円	9万円	58万円	7万円	40万円	5万円	29万円	4万円	20万円
700万円	13万円	81万円	9万円	55万円	7万円	42万円	5万円	28万円
1,000万円	18万円	117万円	13万円	80万円	10万円	61万円	7万円	41万円
1,100万円	20万円	130万円	14万円	88万円	11万円	67万円	7万円	45万円
1,200万円	22万円	141万円	15万円	97万円	12万円	74万円	8万円	49万円
1,500万円	28万円	176万円	19万円	120万円	15万円	92万円	10万円	62万円
1,600万円	29万円	188万円	20万円	130万円	16万円	98万円	11万円	66万円
2,000万円	37万円	235万円	25万円	162万円	19万円	123万円	13万円	83万円
3,000万円	55万円	353万円	38万円	243万円	29万円	184万円	20万円	124万円

〈契約日贈与特則を適用しない場合〉

円払込金額	保険期間							
	10年		15年		20年		30年	
	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限
300万円	6万円	39万円	4万円	26万円	3万円	19万円	2万円	13万円
500万円	10万円	65万円	7万円	42万円	5万円	32万円	4万円	20万円
700万円	14万円	91万円	10万円	59万円	7万円	45万円	5万円	29万円
1,000万円	20万円	130万円	14万円	85万円	10万円	65万円	7万円	42万円
1,100万円	22万円	143万円	15万円	94万円	11万円	71万円	8万円	46万円
1,200万円	24万円	156万円	16万円	104万円	12万円	78万円	8万円	52万円
1,500万円	30万円	195万円	20万円	130万円	15万円	97万円	10万円	65万円
1,600万円	32万円	208万円	22万円	137万円	16万円	104万円	11万円	68万円
2,000万円	40万円	260万円	27万円	172万円	20万円	130万円	14万円	85万円
3,000万円	60万円	390万円	40万円	260万円	30万円	195万円	20万円	130万円

外貨で入金した場合 $\text{基本生存給付金額} \times \text{着金日}^{*1*2} \text{の為替レート} \times 20 \sim 130\%^{*3}$

*1 一時払保険料相当額を日本生命が受取った日(責任開始の日)となります。
*2 適用日に為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。
*3 申込時点の設定可能範囲については、「提案書」をご確認ください。

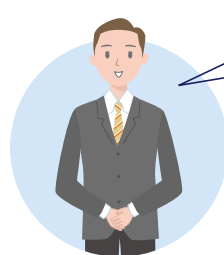
「外貨建生命保険」の よくあるご質問集

より理解を深めるために
ぜひ、ご視聴ください

外貨建生命保険 なるほど動画



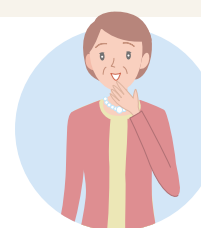
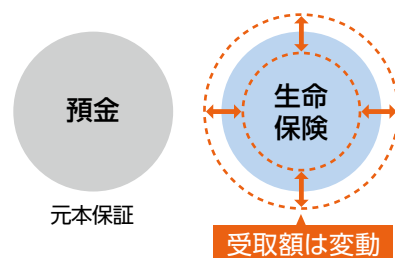
金融機関等で販売しているから、
預金みたいなものだね。



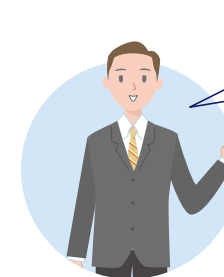
いいえ。この商品は、**日本生命の生命保険**です。

預金とは異なり、
元本割れすることがあります。

生命保険には、預金のような元本保証
はありません。受取額は為替レート
の影響を受けて変動し、元本割れする
ことがあります。

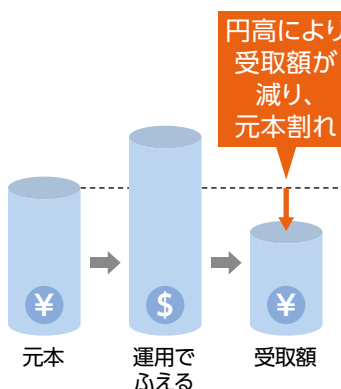


長く契約していればふえていくから、
元本割れしないわね。

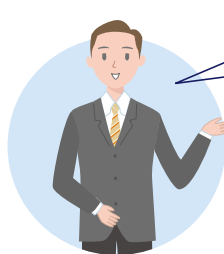


いいえ。為替変動により、
円でのお受取額が**元本割れする**
可能性が常にあります。

円でお受取りの際は、指定通貨から円に両替
します。そのときの為替レートがご契約時より
大幅に円高だと、運用でふえた分が帳消しになり、
損失が生じることがあります。また、その他以下
の“調整”“控除”による影響を受けます。

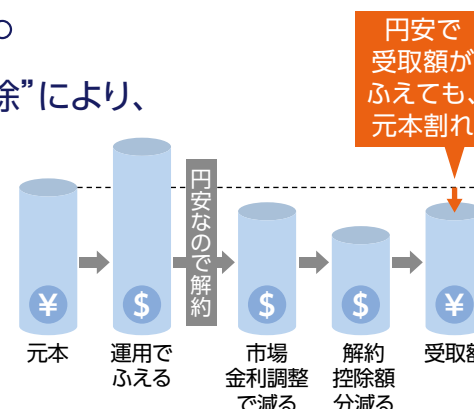


解約しても、**円安のときなら**
元本割れしないよね。



いいえ。“調整”や“控除”により、
円安時の解約でも元本
割れすることがあります。

解約時には「市場金利調整」や「解約
控除」が適用されます。そのため、
円安のときに解約しても、これら
“調整”“控除”により、損失が生じる
ことがあります。



なぜ、市場金利と解約払戻金は
逆の動きをするの？



解約払戻金が**市場金利調整により**
債券価格の変動の影響を受けるためです。

- 保険会社は外貨建保険の積立金を、
主に外国債などの債券で運用しています。
- 解約になると、保有している債券を時価で売却する必要があるため、
解約払戻金が増減します。

<運用期間>



年2%利息の
もらえる
外国債券を保有

<解約時>

市場金利が
年率3%に
上昇すると...

この債券を買うと、
たった**2%**しか
利息を受取れない

安くしないと売れない
価格
DOWN!

市場金利が
年率1%に
低下すると...

この債券を買うと、
なんと**2%**もの
利息を受取れる

高くても売れる
価格
UP!



市場金利調整の影響は
どれくらい続くの？

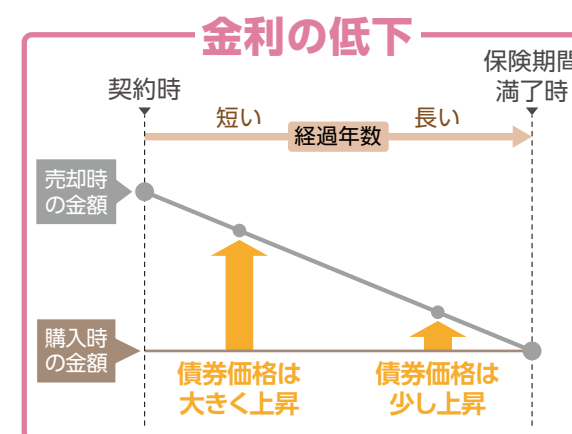
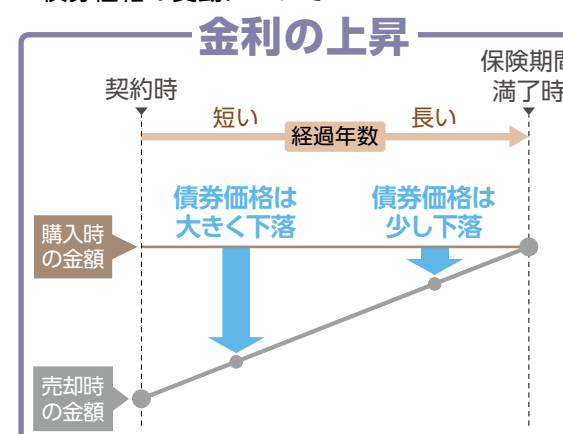


保険期間満了時まで**ずっと**続きます。
ただし、契約日から解約日までの
期間が短いほど影響は大きく、長いほど小さくなります。

※契約日と解約日の金利変動差が一定の場合

- 償還までの期間が長い(購入からの経過年数が短い)債券ほど、
金利変動の影響を受ける期間が長いため
金利の動きに対する債券価格の動きは大きくなります。

<債券価格の変動について>



MEMO

Handwriting practice lines on page 55.

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

資料・早見表

Handwriting practice lines on page 56.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

商品仕様 早見表

項目		タイプ	円で目標設定タイプ	そのまま受取タイプ	参照ページ		
用途	わたす(スマート贈与)		○	×	P.2		
	つかう(自分年金)		○	○	P.2		
被保険者			契約者本人			P.31	
告知			なし			—	
払込方法			一時払のみ(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)			P.31	
入金通貨	米ドル		3万米ドル～7億円相当額 ※1米ドル単位			P.31	
	豪ドル		3万豪ドル～7億円相当額 ※1豪ドル単位				
	円		300万円～7億円 ※10万円単位				
保険期間中の増額・減額			取扱いなし			P.31	
指定通貨			米ドル または 豪ドル			P.23	
生存給付金の支払通貨			円	指定通貨 または 円		P.24-25	
契約者(被保険者)の年齢別、設定可能な保険期間		保険期間 満年齢	10年	15年	20年	30年 (米ドルのみ)	P.31
		15～75歳	○	○	○	○	
		76～80歳	○	○	○	×	
		81～85歳	○	×	×	×	
生存給付金の着金予定日			保険期間中は契約応当日の2営業日後、保険期間満了時は満了日の3営業日後を目途に着金 ※契約日生存給付金の着金予定日については、P.9-10をご確認ください。			P.7	
生存給付金の据置			不可			—	
円受取の目標額の 設定可能範囲			円入金の場合： 円払込金額÷生存給付金支払回数 ×20～130% 外貨入金の場合： 基本生存給付金額 ×着金日の為替レート×20～130%		—	P.52	
保険期間中の 円受取の目標額の変更			可		—	P.8	
生存給付金受取人			契約者、契約者の配偶者または3親等内の親族 ※契約日贈与特則を適用した場合、 契約日生存給付金の受取人に契約者は指定できません。		契約者	P.31	
保険期間中の 生存給付金受取人の変更			可		不可	P.8	
死亡保険金受取人			契約者の配偶者または3親等内の親族 ※保険期間中に変更可能			P.31	
指定代理請求人			指定可			P.31	
契約者代理人			指定可			P.31	
解約時の取扱い			解約払戻金が支払われます。			P.26-27	
契約者(被保険者)死亡時の 取扱い			契約は消滅し、死亡保険金が支払われます。			P.26	
配当金			なし			P.31	
特約・特則			円入金特約・外貨入金特約・ 円支払特約・保険契約者代理特約・ 円建目標生存給付金額指定特約・ 契約日贈与特則		円入金特約・外貨入金特約・ 円支払特約・保険契約者代理特約・ 生存給付金円支払特約	P.27-28	
為替レートの適用日			日本生命所定の日			P.28	
ご負担 いただく費用	契約時		なし			—	
	保険期間中		日本生命所定の費用			P.37-38	
税金の取扱い	保険料		一般生命保険料控除の対象			P.41-42	
	生存給付金		わたす:贈与税 つかう:所得税(雑所得)+住民税		所得税(雑所得)+住民税		
	解約払戻金		所得税(一時所得)+住民税 ※5年以内に解約の場合は源泉分離課税				
	死亡保険金		相続税				

※通貨・金利環境等により、上記内容は将来変更される場合があります。